

第3次 武豊町文化創造プラン

令和5(2023)年3月
武豊町教育委員会

はじめに

本町では、第6次武豊町総合計画（スマイルビジョン TAKETOYO）において、まちの将来像として「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」を掲げ、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指しています。そのために、行政だけでなく、町民の皆さまやNPO、ボランティア団体、事業者等、町に関わるすべての方々との協働により、その実現に向けて全力で取り組んでいます。

また、本町は平成15年3月に全国に先駆けて武豊町文化創造プランを策定し、その拠点施設である「ゆめたろうプラザ」は、構想・整備段階から現在まで、「協働」と「創造」の精神のもと、本町の文化振興の場としての大きな役割を担ってきました。そして、武豊町文化創造プランに基づいた町民参画の取り組みによって、地域の文化力の向上に貢献したことが高く評価され、平成25年度に地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞いたしました。

平成25年3月の第2次武豊町文化創造プラン改訂を経て10年がたち、社会情勢の変化、住民ニーズの多様化など大きく変化しております。そのため、これまでの成果と課題を総括した上で、次の10年を見越した方向性を定めた基本指針として、この度、第3次武豊町文化創造プランを策定致しました。

今後も、基本理念を「ひとが育ち まちを育てる 文化のまち武豊」として、文化が地域社会に根ざしたまちづくりを目指してまいります。なお、本プランでは今回の改定により、町全体の文化振興の指針も含まれることとなりました。

策定にあたっては、長期的な視点を持ちつつ、重点施策を設定し本町の文化創造の状況に適した施策を効果的に推進していくことを念頭に置き、策定したものであります。

最後になりましたが、策定に当たりまして、文化創造プラン策定検討会議委員をはじめ、ご協力を頂いたすべての方々から感謝申し上げますとともに、これからのプランの推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

武豊町長

萩山芳輝



— 目 次 —

I 文化創造プラン策定にあたって	1
1. 策定の趣旨.....	3
2. 計画の概要.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の構成.....	5
(4) 文化の定義.....	6
(5) SDGsについて.....	7
3. 町の文化環境.....	8
(1) 町の概況.....	8
(2) 町民の意識・活動状況.....	9
(3) 社会教育団体・芸術家等.....	16
(4) ゆめたろうプラザの取組.....	17
(5) 町（ゆめたろうプラザ）の文化創造の成果と課題.....	22
II 基本的な考え方	25
1. 基本理念.....	27
2. 基本方針.....	28
(1) だれもが気軽に安心して楽しむことができる文化の創造.....	28
(2) 子ども・若者の豊かな心と生きる力をはぐくむ文化の創造.....	28
(3) ひとやまちを磨き地域の元気を生み出す文化の創造.....	28
(4) パートナーシップによりみんなで作る文化の創造.....	28
III 文化創造のための取組	31
1. 文化創造推進体制.....	33
(1) ゆめたろうプラザを中心とした文化創造の推進.....	33
(2) ゆめたろうプラザの取組.....	34
2. 文化創造の取組.....	37
(1) 文化体験事業（みる、やってみる事業）.....	37
(2) 創造支援事業（つくる、支える事業）.....	38
(3) 交流協働事業（集まる事業）.....	39
(4) 情報事業（伝える事業）.....	40
(5) 活用事業（使う事業）.....	41
3. 重点事業.....	42
【重点1】 知多半島内での音楽事業の連携.....	42
【重点2】 芸術と科学のハーモニー事業の交流機能の充実.....	42
【重点3】 学校等ホール外でも文化にふれる機会づくり(アウトリーチ).....	42

【重点4】 U39等の若手サポーターの育成.....	42
【重点5】 夢を持った様々な人をつなぐ連携事業.....	42
【重点6】 ゆめたろうプラザの入場者増加対策.....	43
【重点7】 町内外へ向けた文化創造に関する情報発信の充実.....	43
【重点8】 障がい者や外国人が文化芸術に触れる機会の充実.....	43
【重点9】 デジタル技術を活用した文化芸術を楽しめる機会の充実.....	43
4. 事業計画.....	44
IV プランの推進と進行管理.....	49
1. ゆめたろうプラザの運営.....	51
(1) 運営の考え方.....	51
(2) 運営主体.....	53
(3) 運営体制.....	54
(4) 運営規程等.....	55
2. プランの評価.....	57
(1) 評価の考え方.....	57
(2) 評価体制・手法.....	57
3. プラン推進に向けた財源確保.....	59
(1) 予算の考え方.....	59
資料編.....	61
1. 策定経過・体制.....	63
(1) 策定検討会議.....	63
(2) 文化創造プラン策定検討会議設置要綱.....	63
(3) 武豊町文化創造プラン策定検討会議委員名簿.....	64
(4) パブリックコメント.....	64
2. 関連する法律.....	65
(1) 文化芸術基本法.....	65
(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律.....	72
3. 利用団体・スタッフへのアンケート.....	76
(1) 利用団体等アンケート.....	76
(2) スタッフアンケート.....	76
4. 用語集.....	77

I 文化創造プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

いかに充実した人生を過ごすか。その追求は一人ひとりの根元的な願いです。“文化”は、人の考え方や生活そのものであり、人々の充実した人生の実現のために、なくてはならないものです。また、人と人を結び、心豊かで暮らしやすく、そして活力のあるまちをつくるためにも、文化は極めて重要な意義を持っています。

文化芸術基本法*（平成 29（2017）年6月施行）では、“文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利”であり、文化芸術活動を行う者の「自主性」を尊重しつつ、その地域の特性に応じた施策を推進していくことが「地方自治体の責務」として位置付けられています。

また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律*（平成 24（2012）年6月施行、以降「劇場法」と表記します。）では、「劇場、音楽堂等は、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」「全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場」と、文化施設の大きな可能性を提示しています。

本町では、第6次武豊町総合計画（スマイルビジョン TAKE TOYO）において、まちの将来像を「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」と掲げ、行政、町民、NPO*、ボランティア団体、事業者等、町に関わるすべての方々との協働により、その実現に向けて全力で取り組んでいます。文化創造については、平成 16（2004）年秋にゆめたろうプラザ（町民会館）が開館し、文化創造プランに基づき、一人ひとりの町民に心豊かなひとときを提供するとともに、町民と協働し、いきいきと輝くまちづくりに取り組んできました。ゆめたろうプラザが本町の文化創造の拠点として町の中に定着した今、町の状況や社会の変化をふまえながら、町の文化創造施策のあり方を問い直し、ゆめたろうプラザの機能をより十分に活かしていくための指針として『武豊町文化創造プラン』を改定しました。

※ 文章中の*は、巻末の用語集を参照

【文化権】

文化権とは、だれもが平等に文化を享受し、文化活動に参加し、そして文化を創造することのできる権利のことです。文化権は、「自由権としての文化権」と「社会権としての文化権」の大きく二つの側面を有しています。

前者（自由権）は、人の精神活動の“表現の自由”に対する権利であり、「思想及び良心の自由」（第 19 条）、「表現の自由」（第 21 条）および「学問の自由」（第 23 条）等日本国憲法で明示されています。

一方、後者（社会権）は、社会を構成する、あるいは社会基盤として必要不可欠なものであり、だれもがそれを享受する権利を持つというものです。日本国憲法では「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と示されています。文化芸術基本法では「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」、また、劇場法では「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現する」としており、社会権としての文化権が法律の中で具体的に明示されるようになりました。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

『武豊町文化創造プラン』は、ゆめたろうプラザを町の文化創造の拠点として位置付け、町民との協働で文化創造の取組を推進していくための指針として策定しています。

本プランを策定するにあたり、文化創造に関する法律、国・県・本町の様々な計画等をふまえています。

法律については、文化芸術基本法の第4条の「地方公共団体の責務」及び、劇場法の第7条の「地方公共団体の役割」に即したプランです。

また、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針 第4次基本方針」（平成27（2015）年5月閣議決定）、愛知県の「あいち文化芸術振興計画2027」の内容をふまえています。

そして、町の「第6次武豊町総合計画」、「第3次武豊町生涯学習基本構想」を上位計画とし、文化創造という視点から次世代育成、健康福祉、地域活性等、町の幅広い行政分野にわたって、横断的に施策を補完する計画と位置付けます。

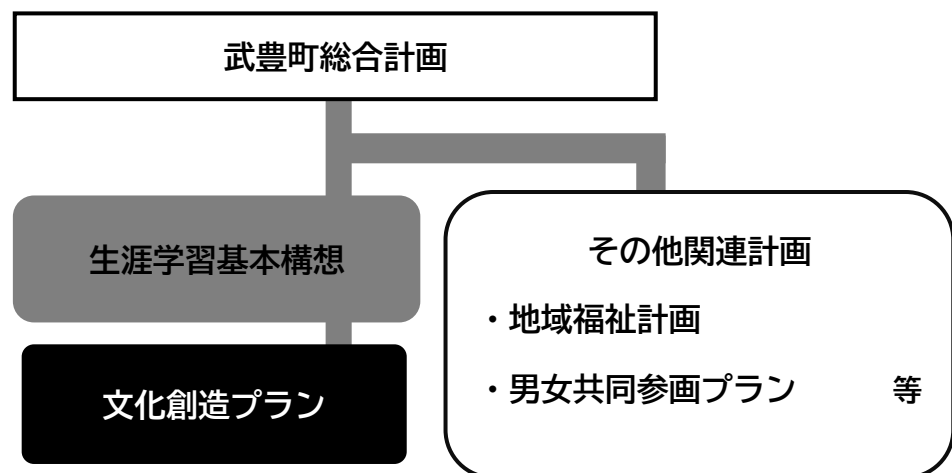
【文化芸術基本法の第4条】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）の第7条】

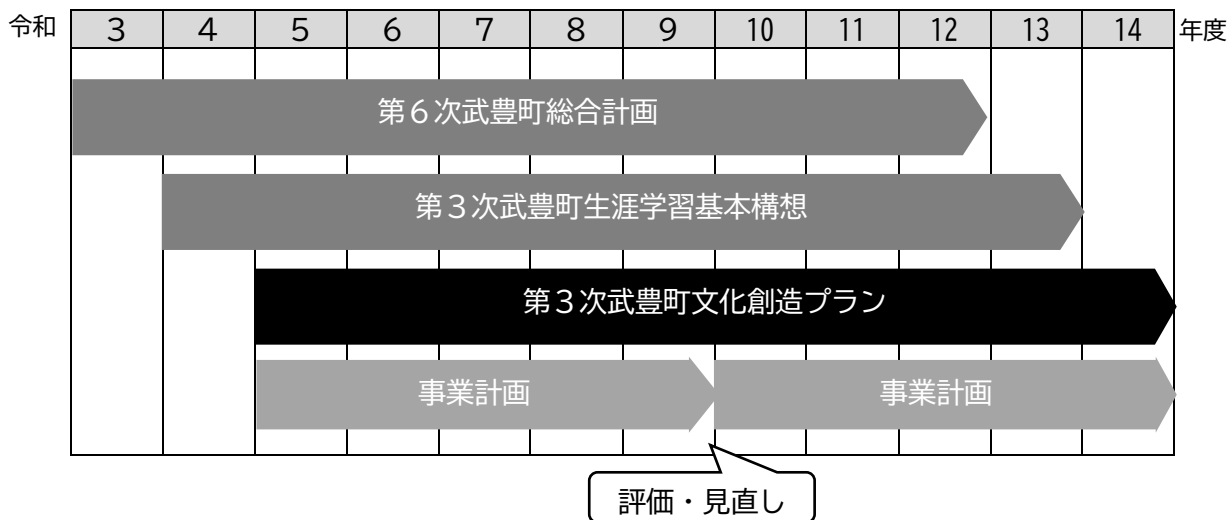
地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

○他の計画との関係



(2) 計画期間

本プランの計画期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度までの10か年とします。ただし、事業計画については、令和9（2027）年度にプランの評価と見直しを行います。また、社会情勢や町民意識に大きな変化が生じた場合や、構想の進捗等本プランの前提条件が大きく変化した場合、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



(3) 計画の構成

本プランは以下のような5つの構成となっています。Iでは、町の文化芸術に関する現況をまとめ、IIでは、プランの基本理念や基本方針を示しています。IIIでは、ゆめたろうプラザを中心に町全体で取り組む文化創造の具体的な取組を示し、IVでは、ゆめたろうプラザの運営やプランの評価方法、財源を示しています。巻末に各種資料等参考資料を収録しています。

<p>I 文化創造プラン策定にあたって プラン策定の趣旨や概要、町の文化環境についての整理</p>	プランの概要、現況
<p>II 基本的な考え方 基本理念や基本方針について</p>	町の文化創造行政の方針
<p>III 文化創造のための取組 ゆめたろうプラザの概要や、事業方針、事業推進体制、事業内容等</p>	具体的な事業内容
<p>IV プランの推進と進行管理 ゆめたろうプラザの運営やプランの評価方法、財源等</p>	進捗評価・予算
<p>資料編 作成にあたっての経緯や体制、資料等</p>	各種資料

(4) 文化の定義

『文化』とは、単に一部の芸術家あるいは愛好家が楽しむ狭義の意味での「芸術」だけを指すものではありません。広義においては「ひとが自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果」と定義され、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道德等広範な人の生活全体を含むものです。

本町の『文化』は、町民が創り、楽しみ、伝えるものであり、文化の範囲を行政が一方的に定めるべきではありません。ただし、プランを策定する上で、便宜的に一定の範囲を想定する必要があります。

本プランにおける『文化』は、第1次プランより継続して文化芸術振興基本法に基づき定めていることから、平成29(2017)年に文化芸術基本法へ改正されたことに伴い、第3次プランの『文化』の範囲も以下に示すように変更しました。

大きなくりとしては、「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・娯楽、文化財、民俗芸能、国語」を主な範囲としており、これまでと変更がありませんが、法律の改正によって、「生活文化・娯楽」に「食文化」が含まれるようになったため、本プランでもこれを踏襲しています。

それに加え、本町の産業の特色であり、本プランでは創造性を重視することから、「科学」も欠かせない文化の一分野と考えます。また、併せてまちづくり、健康福祉、教育、環境等、様々な広義の文化と深く結びついていることをふまえています。

(参考1) 文化芸術基本法に列記された分野

芸術 (§ 8) ... 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術 (§ 9) ... 映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術
伝統芸能 (§ 10) ... 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能 (§ 11) ... 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化・娯楽 (§ 12) ... 茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋、出版・レコード等
文化財 (§ 13) ... 有形文化財、無形文化財、その保存技術
民俗芸能 (§ 14) ... 地域の人々によって行われる民俗的な芸能
国語 (§ 18、19) ... 国語、外国人への日本語教育

注： § は、法律の条番号を示しています 例) § 8 は第8条

(5) SDGsについて

SDGsは国際社会全体の開発目標です。本町においても、第6次武豊町総合計画に記載されているように、SDGsがめざす17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

SDGsの理念は、スケールは異なるものの、本町の「まちの将来像」「まちづくりの目標」「施策方針」等の方向性と通じるものであるため、総合計画の推進を図ることが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えます。

第6次武豊町総合計画では、本プランの分野において、SDGsの17の目標のうち、「④質の高い教育をみんなに」「⑪住み続けられるまちづくりを」を設定しています。加えて、本プランでは、生涯学習がめざす普遍的な目標として「⑯平和と公正をすべての人に」と、町民・団体と協働しながら文化芸術の振興を促進していくことをめざすことから「⑰パートナーシップ★で目標を達成しよう」を貢献できる目標として設定し、プランを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本プランで特に達成に貢献できる目標	
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント★）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>【目標16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する。</p>

3. 町の文化環境

(1) 町の概況

武豊町は、知多半島の中央部、東沿岸に位置しています。人口は、43,233 人（令和4年4月1日時点）で、面積は 25.92km² あります。

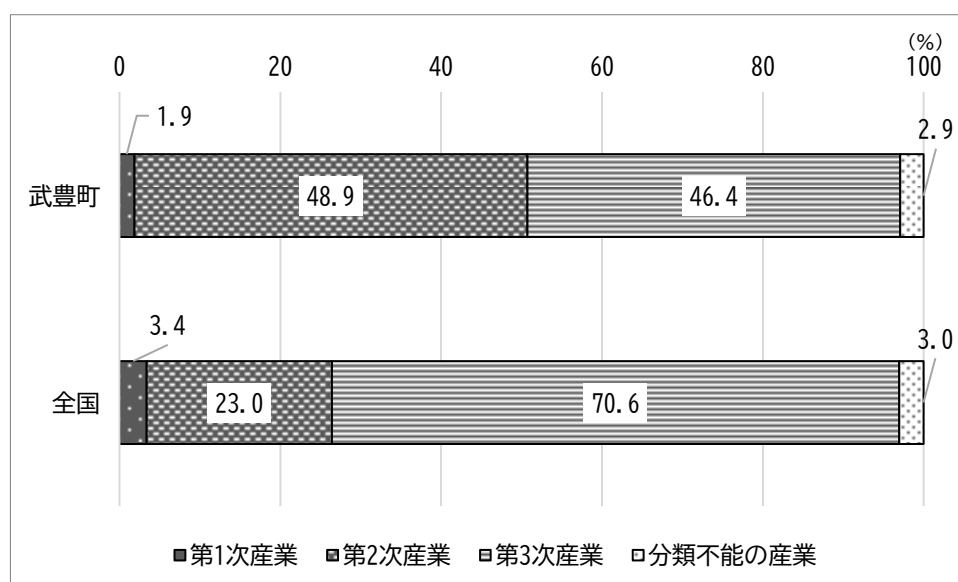
本町は、鉄道（武豊線）と港（武豊港）に古い歴史があります。JR武豊線は、明治 19（1888）年に開通した日本でも歴史ある鉄道です。また、東海道線を敷設するための荷揚げ基地として港が整備され、明治 32（1899）年に貿易港として開港の指定を受けています。

高度成長期には、明治 36（1961）年に愛知用水が通水し、臨海部の大規模な埋め立て造成が行われ、化学、ガラス、薬品等の大規模な工場・研究所が立地しました。これに合わせて町中央部の住宅開発が進み、人口の増加とともに町が発展しました。

本町には豆みそ、たまり等伝統ある産業があります。また、知多半島の温かな気候のため、稲作と酪農、花や野菜の栽培等の近代的な農業が発達しました。

文化財には、町指定文化財の山車や三井家住宅、県指定文化財の算額や天然記念物の吉町田湿地植物群落、国の登録有形文化財である旧国鉄武豊港駅転車台等があります。東大高や富貴地区では竜宮神社や乙姫橋等、浦島伝説にふれることができ、各地区のお祭りで山車が曳きまわされる等、地域に根ざした行事が多数存在しています。

①町民が就業する産業



資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

注：第2次産業は、製造業、建設業等

(2) 町民の意識・活動状況

令和3（2021）年の第3次武豊町生涯学習基本構想策定時に実施されたアンケート調査結果や本プラン策定にあたって実施したゆめたろうプラザの【利用者・団体】アンケート結果を基に、町民の意識・活動状況を把握しました。

1) 令和3年度武豊町生涯学習に関するアンケート調査

【アンケート調査の概要】

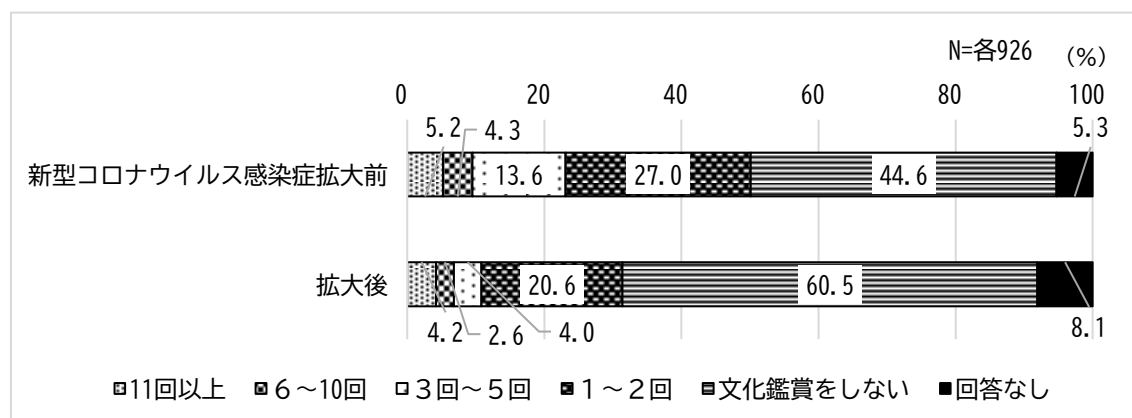
調査名称	令和3年度武豊町生涯学習に関するアンケート調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性 ・生涯学習の認知状況、新型コロナウイルス感染症の影響、利用する施設 ・日頃の生涯学習活動の頻度、分野、方法、目的、意欲、活用 ・運動やスポーツの頻度、種目、理由 ・文化鑑賞のコロナ禍の影響、分野、目的 ・読書の習慣、図書館の利用状況、意欲 ・生涯学習講座の受講実績、希望・要望、希望する開催形式、情報の入手先、施設の充実、町への要望
調査対象	・武豊町在住の15歳以上の町民から無作為抽出した2,000人
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による配布 ・郵送もしくはインターネットによる回答
調査期間	・令和3年9月30日に郵送にて配布し、10月18日を返信期限として回収
回収状況	・配布数2,000票 有効回収数926票 有効回収率46.3%

① コロナ禍前後の文化鑑賞状況

● 年間の文化鑑賞の実施状況（コロナ禍前後比較）

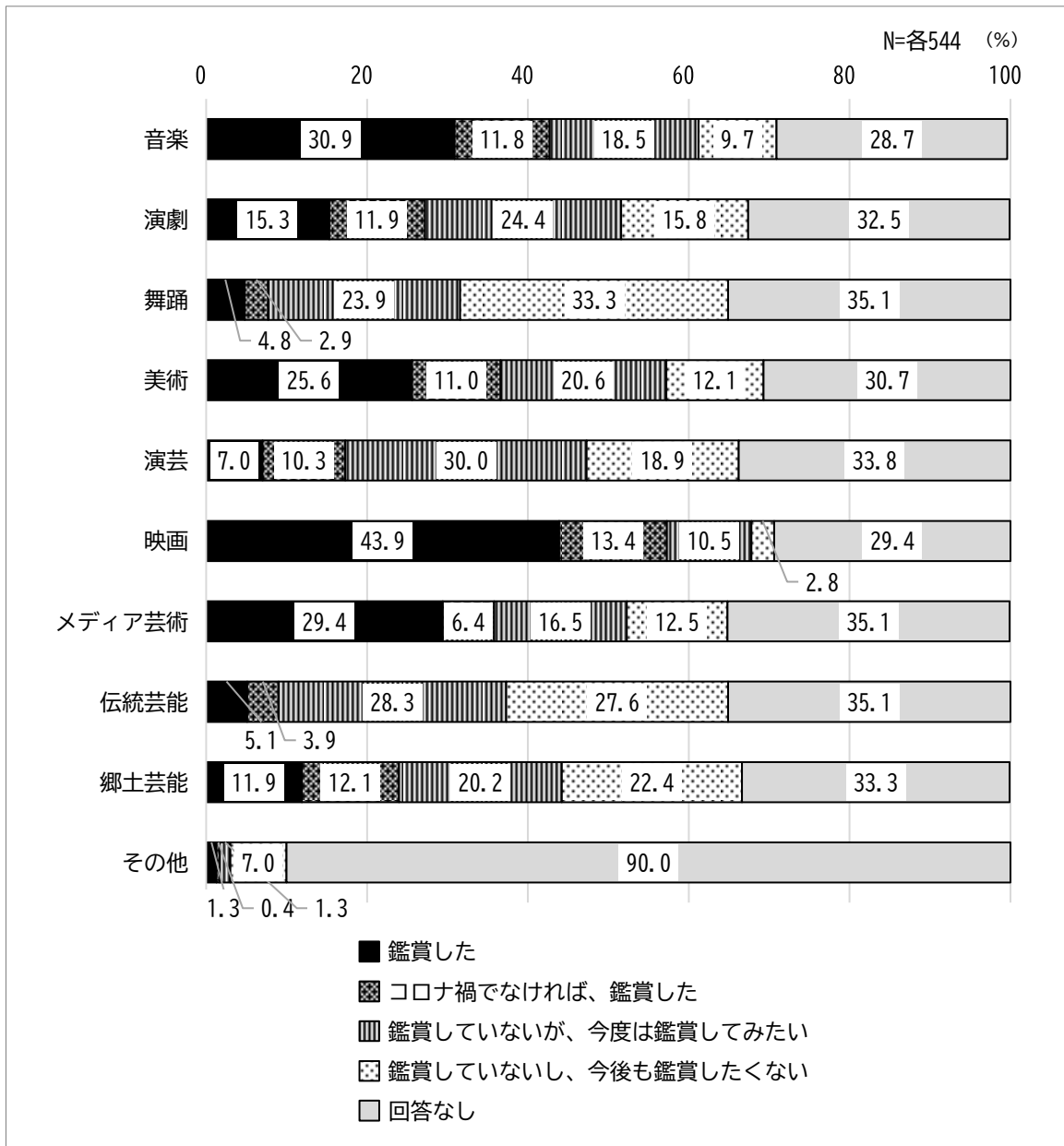
コロナ禍前の状況を見ると、「文化鑑賞をしない」が44.6%と最も多くなっています。町民の文化鑑賞への関心が、あまり高くないことが伺えます。

新型コロナウイルスの感染拡大前と拡大後で文化鑑賞をした人を鑑賞回数別で比較すると、感染拡大後の「文化鑑賞をしない」が感染拡大前と比較して約16ポイント上回っています。一方で、「11回以上」と頻繁に文化鑑賞をしていた人は、感染症拡大前後で数値に大きな差はなく、コロナ禍の影響をあまり受けていないと思われます。それ以外の人は感染拡大によって文化鑑賞を控えたことが伺えます。



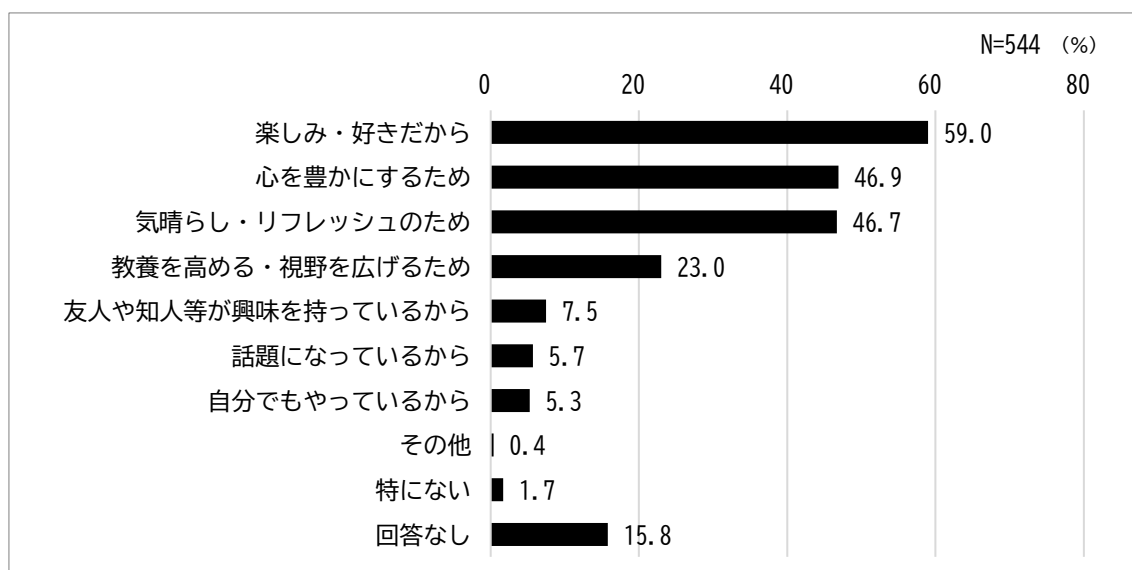
●行った文化鑑賞の種類（鑑賞したと回答した人のみ）

コロナ禍でも鑑賞したのは「映画」が最も多く 43.9%となっています。「舞踊」や「演芸」「伝統芸能」は、鑑賞したという回答が少ない傾向が見られます。



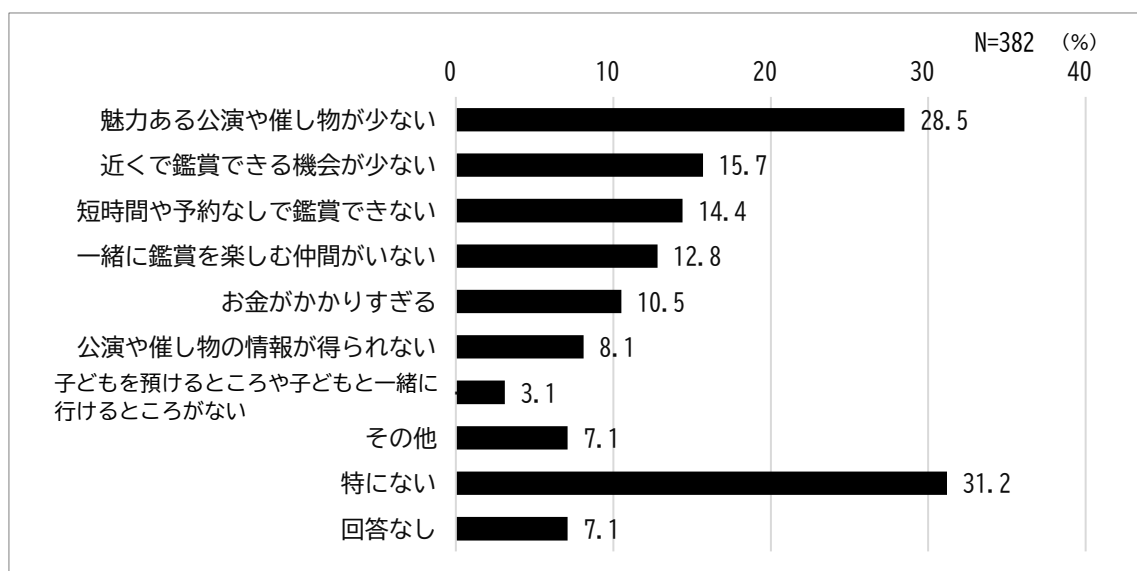
●鑑賞の目的（鑑賞していると回答した人のみ）

鑑賞の目的としては、「楽しみ・好きだから」という最も回答が多く 59.0%となっています。次いで「心を豊かにするため」46.9%となっています。



●文化鑑賞をしない理由（文化鑑賞をしない、と回答した人のみ）

文化鑑賞をしない理由は「魅力ある公演や催し物が少ない」が最も多く 28.5%となっています。



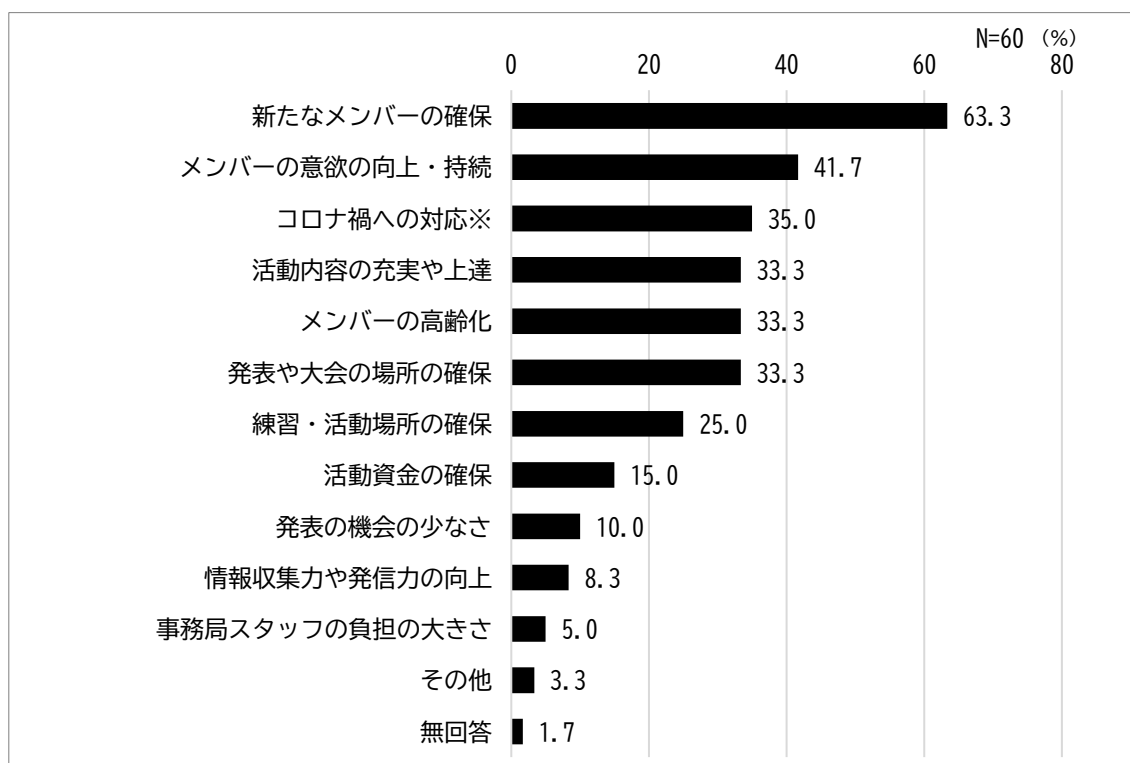
2) 第2次武豊町文化創造プランの改定に向けた【利用者・団体】アンケート調査
【アンケート調査の概要】

調査名称	第2次武豊町文化創造プランの改定に向けた【利用者・団体】アンケート調査
調査項目	・属性 ・団体の活動状況 ・ゆめたろうプラザや文化創造プランの取組について
調査対象	・ゆめたろうプラザを利用する団体、町民
調査方法	・郵送による配布 ・郵送もしくはインターネットによる回答
調査期間	・令和4年10月3日に郵送にて配布し、10月31日を返信期限として回収
回収状況	・配布数 187票 有効回収数 73票 有効回収率 39.0%

①団体の課題と意向

●団体の抱える課題

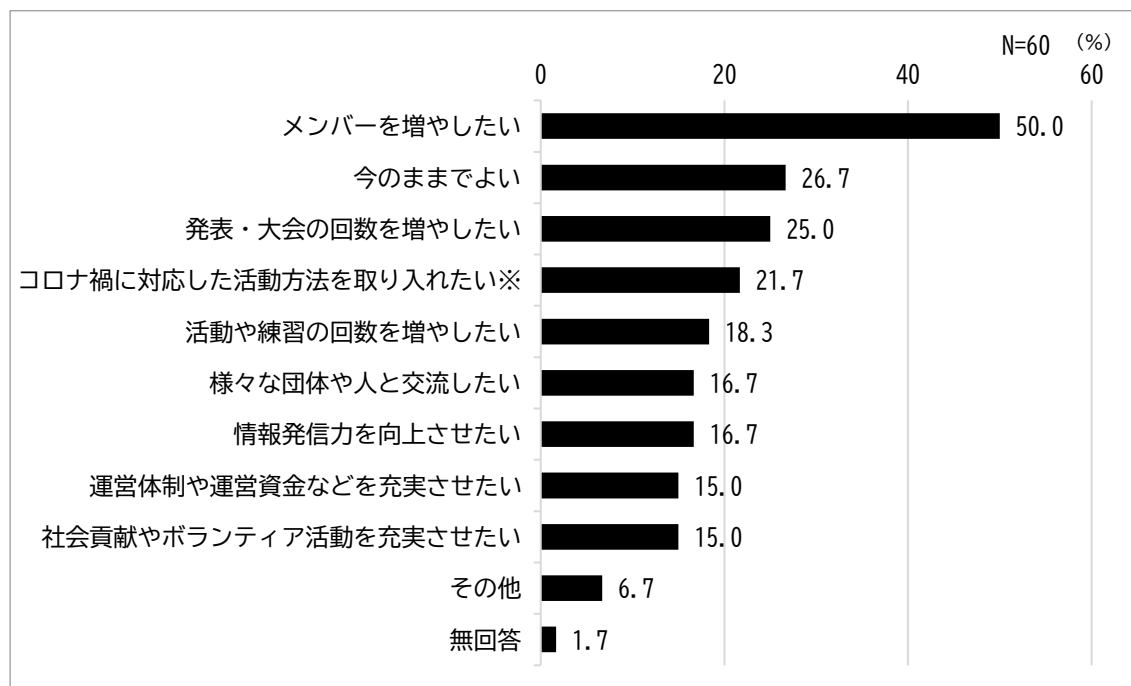
メンバーの増員や意欲の向上といった団体を保持、継続していく上での課題を抱える団体が多いことが伺えます。



※オンラインを活用した取組等

●団体の活動意向

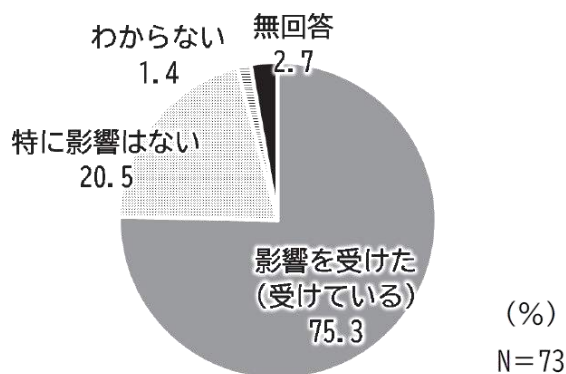
メンバーの増員に力を入れたい団体が多くなっており、課題が反映された意向となっています。



※オンラインの活用等

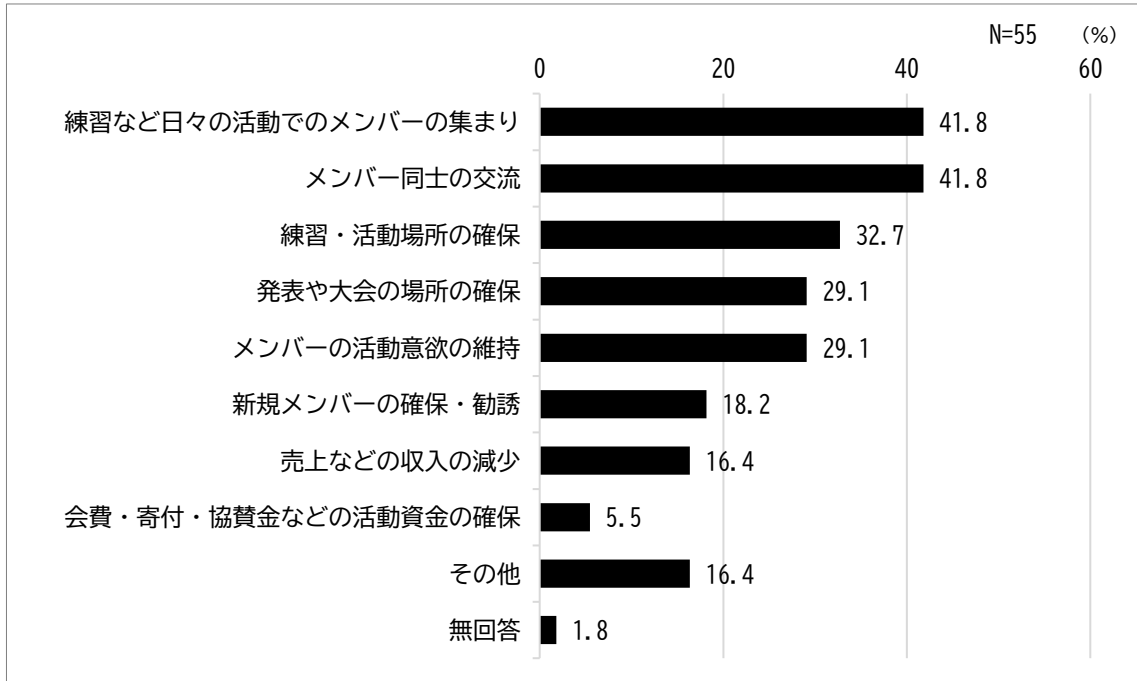
②コロナ禍での影響の有無

コロナ禍で活動に影響を受けた団体は4分の3にのぼっています。



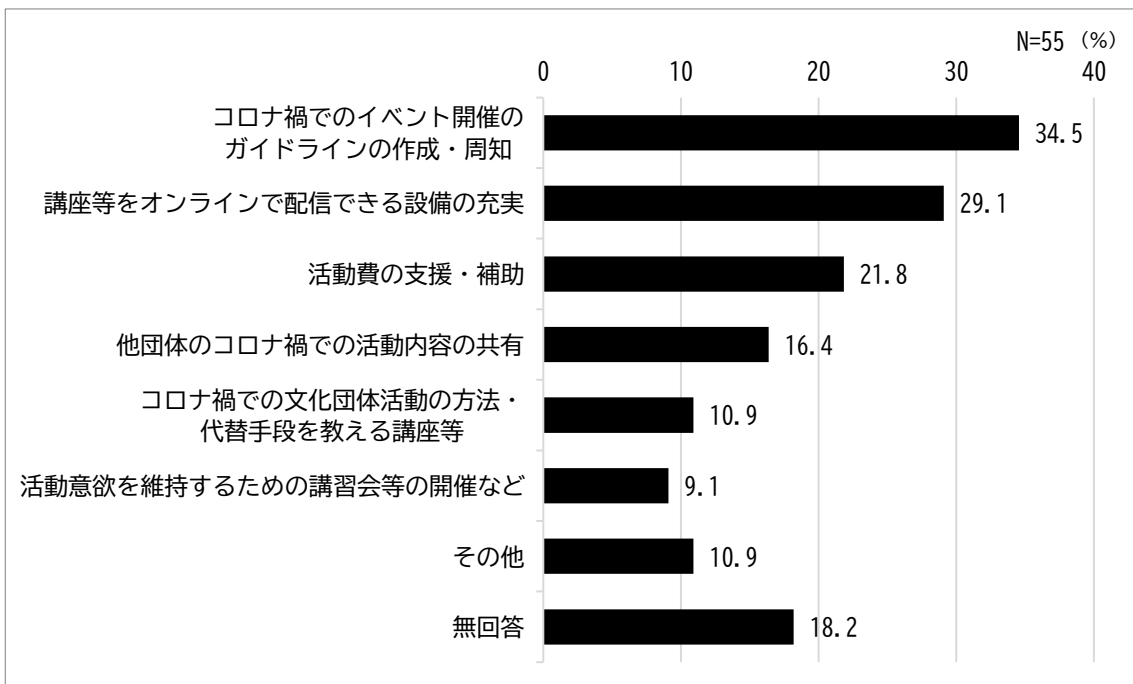
●影響の詳細

活動のための集まりや交流等メンバーの集いに影響を受けた団体が多くなっています。



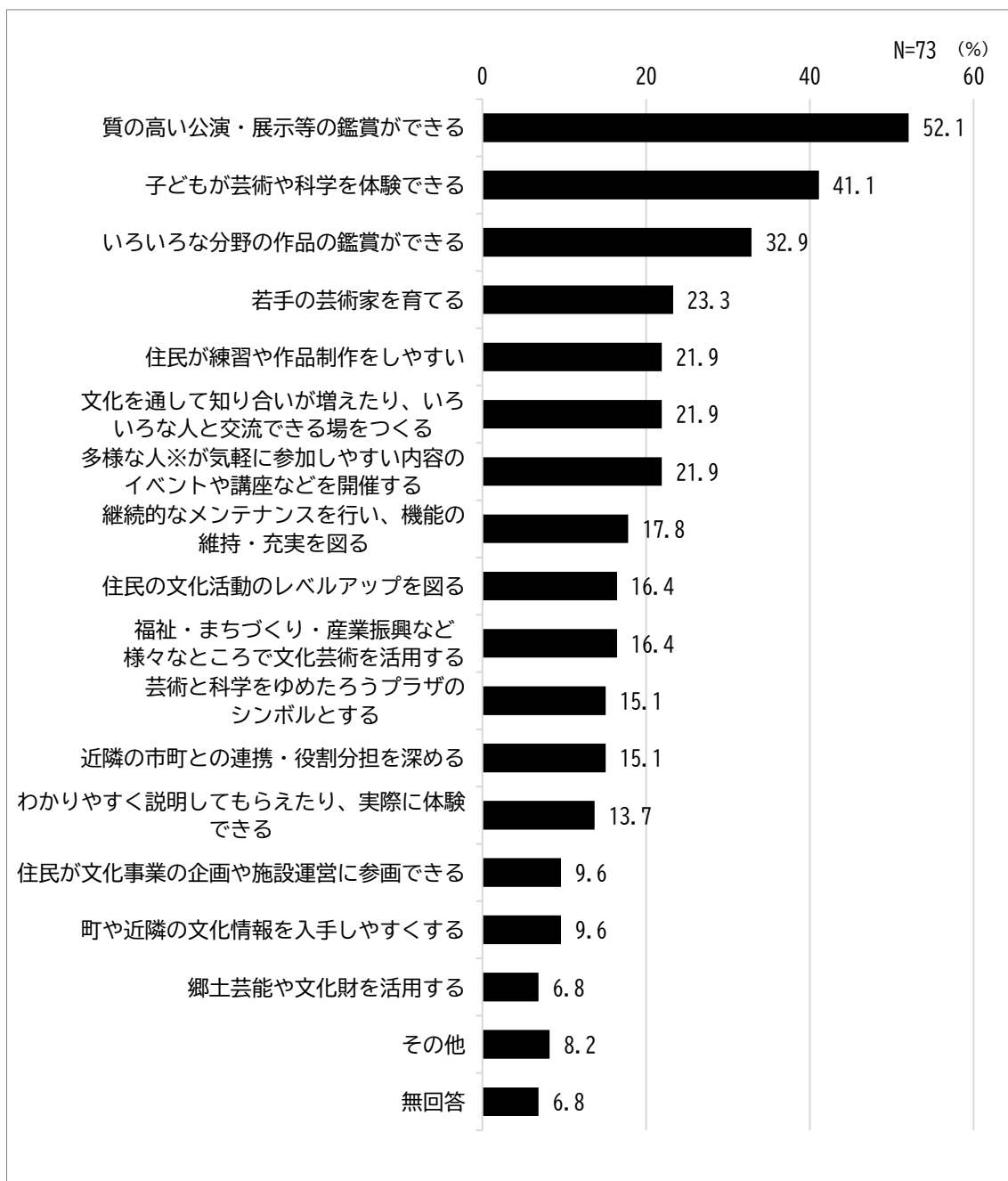
●コロナ禍での活動に対して求めるサポート

ガイドラインの提供やオンライン配信設備の充実等コロナ禍でも安心して文化芸術に触れるためのサポートが必要とされています。



③ゆめたろうプラザでもっと充実させるべきと思う取組

公演内容の質の高さの維持や講座の充実等が今後も最も必要と考えられています。次いで、子どもの芸術や科学の体験や幅広い分野の作品の鑑賞ができることが求められています。また、多様な人が気軽に参加しやすい内容のイベントや講座等を開催することについても充実させるべき取組として多くの回答がありました。



※ハンディキャップのある方や外国籍の方など

(3) 社会教育団体・芸術家等

国勢調査の統計によると、平成 27 (2015) 年度では町内在住の文筆家・芸術家・芸能家数は 110 人となっています。町内に第 2 次産業の企業があるため、技術者と技能者は、合わせると約 8,000 人となっています。

また、経済センサスの統計によると、平成 28 (2016) 年度では教養・技能教授業の事業所数は 39 件、従業者数は 53 人となっています。

町内の社会教育団体数は、令和 3 (2021) 年度では、ゆめたろうプラザの利用団体数が 234 団体となっており、ゆめたろうプラザの開館以降増加しています。利用は、文化協会加盟団体、公民館登録団体、ボランティアサークル等があげられます。文化協会加盟団体と公民館登録団体は減少傾向ですが、ボランティアサークルは増加しています。

○町内の芸術家・科学者等の数

	文筆家・芸術家・芸能家数		技術者		技能者	
	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 17 年度	平成 27 年度
人数 (人)	168	110	1,447	1,550	8,155	6,680

資料：総務省「国勢調査」(平成 17 (2005) 年度、27 (2015) 年度)

○町内の民営事業所

	著述・芸術家業		教養・技能教授業	
	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 21 年度	平成 28 年度
事業所数 (件)	0	0	41	39
従業員数 (人)	0	0	62	53

資料：総務省「経済センサス」(平成 21 (2009) 年度、28 (2016) 年度)

注：教養・技能教授業は、ピアノ等の音楽教授業や書道教授業、生花・茶道教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業等、一般的に「習い事」と呼ばれるものが含まれます。

○町内の主な社会教育関連団体

団体	団体数	
	平成 21 年度	令和 3 年度
ゆめたろうプラザ利用団体数 (個人含む)	180	234
文化協会加盟団体数	28	24
公民館登録団体数	47	34
ボランティアサークル登録団体数	36	44

資料：ゆめたろうプラザ調べ

注：重複して登録されている団体があります。

(4) ゆめたろうプラザの取組

①事業

ポップスコンサート、レクチャーコンサート、サロンコンサート、文化講演会等親しみやすい公演等の実施、学校アウトリーチ*等教育機関や公共施設に出向いた身近な鑑賞機会の提供、ゆめホテル®事業・各種教室等芸術と科学をテーマとした事業、知多半島春の音楽祭や武豊春の音楽祭等のフェスティバルの開催、文化芸術団体の育成、町民の発表の機会づくり等、様々な事業を実施しています。

○ゆめたろうプラザ等で行われている主な事業（令和3年度）

【ゆめたろうプラザ主催事業】

事業	分野	内容
鑑賞事業	落語	ゆめたろう寄席 納涼の会
		初冬の会
	音楽	Swing Band TAKETOYO 第27回定期公演【開催中止】
		Swing Band TAKETOYO 第28回定期公演【令和4年に延期】
講演会	武豊町文化講演会 2021【開催中止】	
実行委員会事業	発表機会づくり	武豊町民劇団 TAKE TO YOU 2021 年度定期公演 素晴らしき演劇世界 ～それでもぼくたちは舞台を目指す～
		第26回絵画展
		芸能祭【開催中止】 町民文化祭【開催中止】
	舞台芸術企画 ゆめっぴ	GO! GO! ケロポンズ!! ファミリーコンサート
モーニング コンサート	モーニングコンサート実行委員会企画及び年6回公演	
文化発信	はやぶさ2講演会（4月） 君もはや通だ！ 「はやぶさ2」プロジェクトマネージャートークライブ	
	小惑星探査機「はやぶさ2」帰還カプセル展示 in たけとよ（展示会、講演会等）（2月）	
講座	音楽	ゆめプラ エレキギター&エレキベース教室（年7回）
	ボランティア養成	フロントスタッフ養成講座（年1回）

【NPO委託事業】

事業	分野	内容	
鑑賞事業	コンサート	YAMATO String Quartet（弦楽四重奏）	
		ラウム歌声サロン2	
		ゆめプラ サロンコンサート 2021（年6回）	
		かとうかなこ、田島隆	OEKカルテット
		彌勒忠史（カウンターテナー） 八木大輔（ピアノ）	菊本和明（トランペット） 磯絵里子、河野智美
	あいちオーケストラフェスティバル 2021 名古屋フィルハーモニー交響楽団	華麗なるニューイヤヤーのタバ	
		※文化庁 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート キャラバン事業「JAPAN LIVE YELL project」	
映画	映画	ゆめプラ ONE コイン映画会	
		ディリリとパリの時間旅行	
		イエスタデイ	グリーンブック

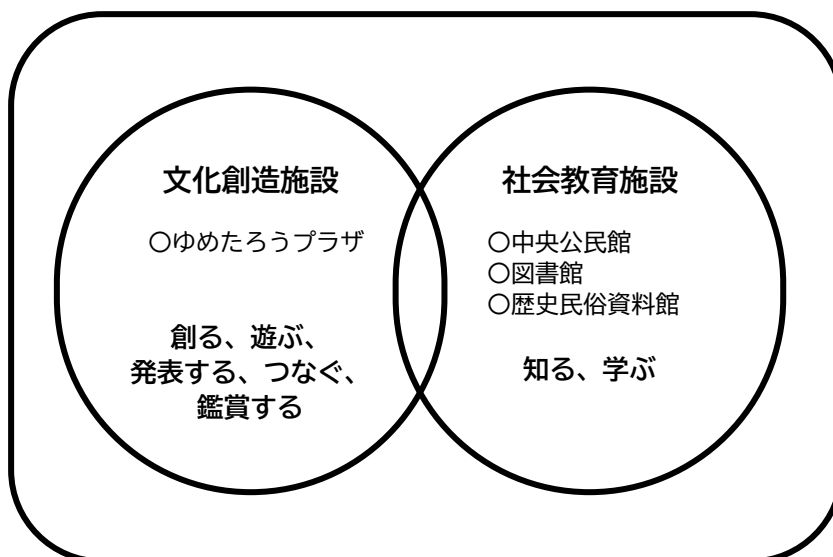
事業	分野	内容	
鑑賞事業	サーカス体験会	クロワッサンサーカスショー AMAZING THINGS WILL HAPPEN 公演特別企画 綱わたり&ジャグリング体験	
学校 アウトリーチ	音楽鑑賞・ 体験・交流	学校アウトリーチ（町内4小学校） かとうかなこ（アコーディオン）、田島隆（タンバリン）	
芸術と科学の ハーモニー事業	映像メディア 事業	アニメーション制作講座、アフレコ体験講座	
	ロボット製作 教室事業	レゴロボット製作教室 初級、中級、上級、オトナ編	
	天文・宇宙関連 事業	モデルロケット製作教室&打ち上げ大会 大空杯	
		星プロジェクト 天体望遠鏡製作教室 MILLEA 星空コンサート ゆめプラ星空観察会	
		コズミックカレッジ キッズコース ファンダメンタルコース	
		ものづくり教室 事業	クラフトラボ、ゴム銃製作教室&競技会
	レクチャー事業	石膏デッサン体験講座、作品展示会 アートレクチャー チャッピー岡本 クリスマスカブリモノ変身塾 ガムテープで君だけのダンボールコスチュームを作ろう!! with 魔界帝王デスカイザー	
		話し方体験講座～声・滑舌編～、～プレゼン編～ 現代アートの鑑賞 的場やすし 砂が水になる？ ビーズが宙を舞う？	
		サイエンスレクチャー 渡辺佑基 カメラをつけて大追跡！海の動物たちが見る景色	
		地元企業技術者との連携事業サイエンストーク 東海カーボン株式会社 炭の科学「カーボンブラックのブ ラックパワー」 JFE スチール株式会社 鉄の科学「鉄の不思議」	
イルミネーション		「ゆめホテル®」アウトリーチ活動 武豊町(3回)、半田市(1回)	
セミナー		文化のまちづくりセミナー第13弾 ゆるくつながる、コミュニティの作り方	
情報発信事業	広報啓発事業	「ゆめプラ通信」発行活動 ゆめプラブログ 広報物制作事業 ゆめプラス	
		オンライン配信 事業	町民劇団 TAKE TO YOU 朗読会 模擬配信 はやぶさ2 講演会 ライブ配信(4月) きみも、はや通だ！ 「はやぶさ2」プロジェクトマネージャ トークライブ サイエンスレクチャー ライブ配信 カメラをつけて大追跡！海の動物たちが見る景色 町民劇団 TAKE TO YOU アトリエ公演 配信用録画 めざせ！はや通「はやぶさ2」録画配信(2月) プロジェクトマネージャ津田雄一氏講演会 若きリーダーが語る『挑戦』と『苦悩』 配信機材の勉強会

②施設

ゆめたろうプラザは、輝きホール（678 席）、響きホール（230 席）等を備え、芸術鑑賞、人材育成、文化発信、交流・町民参加等の事業に取り組んでいます。また、社会教育施設として中央公民館、歴史民俗資料館、図書館等があります。

知多半島5市5町（半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町）では、公共施設が相互利用でき、料金もそれぞれの町民が利用する額と同額とする制度があります。このため、これらの社会教育施設では、町民はもちろんのこと、近隣市町からも多くの利用があります。

この他、保健センター等の保健福祉施設、保育園、児童館、子育て支援センター等の子育て関連施設、小学校（4校）、中学校（2校）、高等学校（県立1校）等教育施設が町内に立地しています。町の施設以外にも、19箇所の地区公民館が地域で運営されています。

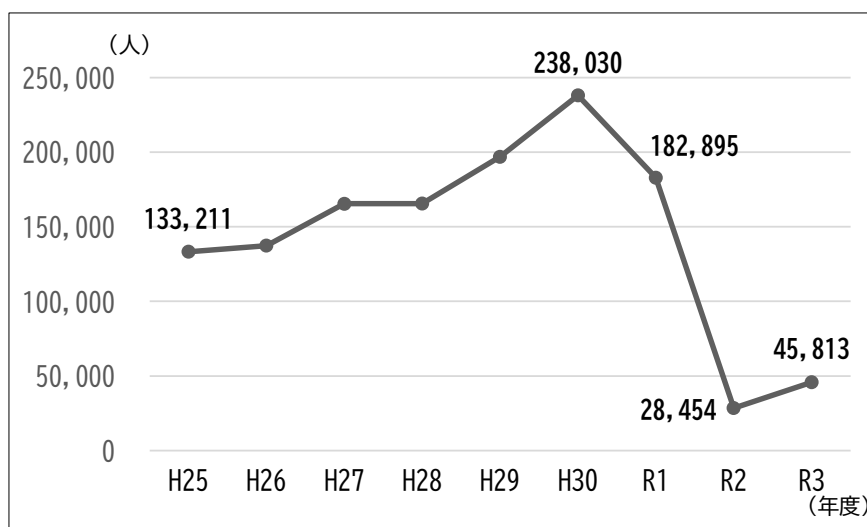


○ゆめたろうプラザの利用状況

ゆめたろうプラザの利用人数は平成 30（2018）年度まで増加していましたが、令和元（2019）年度よりコロナ禍による利用制限等の影響で利用者数は大幅に減少しています。令和3（2021）年度には感染症対策を行った上での公共施設の利用が一般的になり、令和2（2020）年度と比較してやや利用者数は増加しましたが、コロナ禍前の平成 30（2018）年度の2割弱に留まっています。

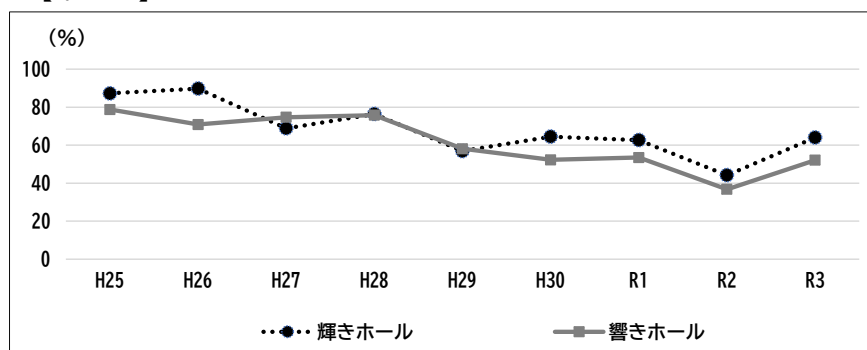
一方で、施設の稼働率は緩やかに下降しています。施設利用者のニーズ把握や、利用のされ方にどのような変化があるのかを把握し、利用率を向上させる取組を検討する必要があります。

○ゆめたろうプラザ利用人数の推移

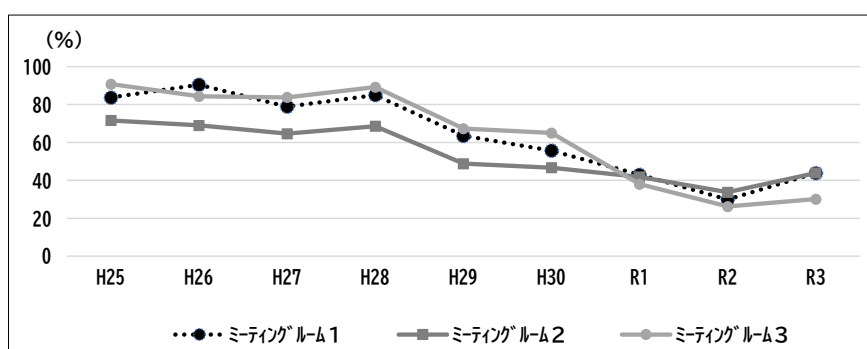


○各部屋の利用状況（施設別利用率）

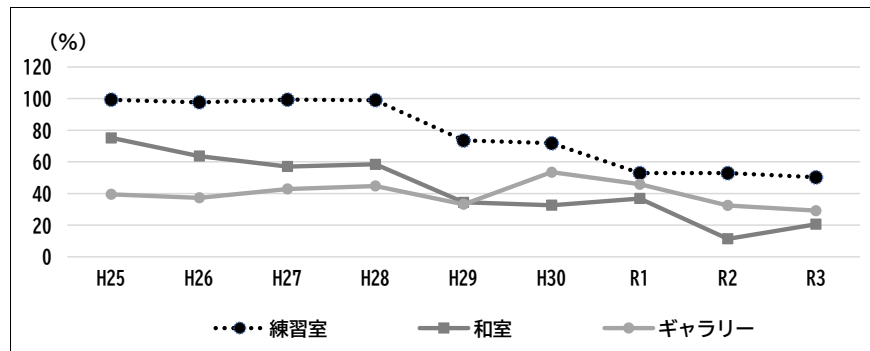
【ホール】



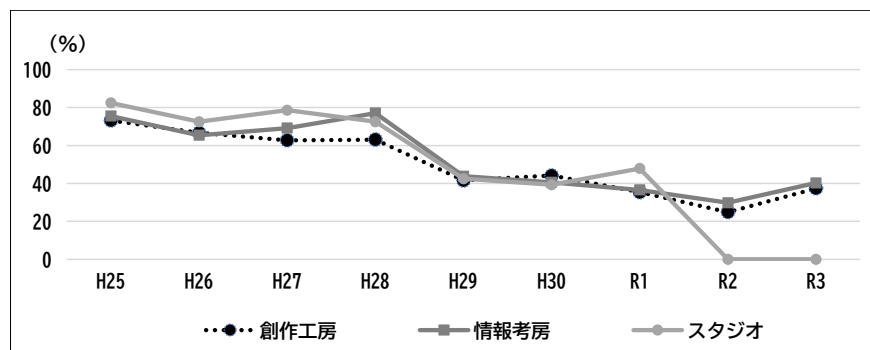
【ミーティングルーム】



【練習室、和室、ギャラリー】



【創作工房、情報考房、スタジオ】



資料：ゆめたろうプラザ調べ

(5) 町（ゆめたろうプラザ）の文化創造の成果と課題

アンケート調査、検討会議での議論、統計やデータ等に基づき、この10年間のゆめたろうプラザの成果と課題を整理しました。

●気軽に安心して参加できる機会づくり

成果
コロナ禍前までは、ゆめたろうプラザの利用者数は増加傾向にあり、利用者・団体アンケートでも、ゆめたろうプラザの講座や公演内容は、内容の魅力、質の高さについて満足度が高い状況となっています。
課題
「文化鑑賞をしない」という人が、コロナ禍の影響で増加しています。鑑賞しない理由としては、「魅力ある公演や催し物が少ない」ことが課題として挙がっています。 一方で、鑑賞した利用者の感想は満足度が高いことから、公演や催し物の魅力が広く伝わっていない可能性や、コロナ禍を経て文化鑑賞に対する考え方や手段に変化が生じていることが伺えます。今後は、町民がより一層気軽に安心して文化に触れることができる機会づくりが求められます。

●伝統芸能・郷土芸能離れの抑止

成果
落語等日本の伝統芸能に触れる機会を毎年定期的に提供し、好評を得ています。
課題
伝統芸能や郷土芸能について、映画等と比較すると興味関心が低い傾向が見られます。継承されてきた伝統芸能や、大切な地域の郷土芸能を次世代に継承していくために、興味を喚起されるような魅力の発信や取組を行うことが求められます。

●団体等のメンバーの固定化

成果
町内での公民館登録団体数は減少していますが、ゆめたろうプラザ利用団体数や社会福祉協議会ボランティアサークル登録団体数は増加しています。また、アンケート等によると、長期にわたって団体活動を継続している団体が多い状況です。
課題
団体等のメンバーが固定化する傾向が見られます。活動内容のマンネリ化防止や情報発信において支援が求められています。活動に合わせたレベルアップのための講座の開催や、インターネット等を活用した活動の情報発信等、団体の活動の停滞やメンバーの固定化を防ぐための取組が求められています。

●町民によるまちづくり、協働のさらなる促進

成果
<p>ゆめたろうプラザは、直営事業の他、NPOたけとよ、武豊春の音楽祭実行委員会等の各種実行委員会、ゆめっぴ等の文化芸術団体による事業を実施しています。また、ボランティアのゆめプラススタッフにも協力してもらっています。さらに、知多半島内の市町、町内の学校等とも連携しながら事業を運営しています。</p>
課題
<p>第6次武豊町総合計画においても、町民との協働を推進していくことに重点が置かれています。そのため、既存の支援者のメンバーだけでなく若い世代を含む多様な人が文化芸術に触れ、愛し、広める活動に参加できるような協働のきっかけや仕組みづくりをしていく必要があります。今後のまちづくりのために、町が力を入れるべきこととして、ボランティアやまちづくり等、社会に役立つ講座を行うことを推進していくことが求められます。</p>

●設備の経年劣化等への対応

成果
<p>施設管理においては、業務委託等を行いながら設備の安全性や使い勝手に配慮しながら維持管理に努めてきました。</p>
課題
<p>ゆめたろうプラザは建設後20年近くが経過し設備等が耐用年数を迎える等、経年劣化が進んでいる箇所があります。定期的な施設の点検とファシリティマネジメント★の手法を取り入れることにより、できる限りの施設・設備の長寿命化を図るとともに、修繕や更新等の計画的な対応が求められます。</p>

●ゆめたろうプラザの利用率の向上

成果
<p>ゆめたろうプラザ全体の利用者数は、平成30(2018)年度まで順調に伸びてきました。各部屋の利用率は、ホールや練習室、ミーティングルームは平成28(2016)年度まで特に高い利用率を維持してきました。※</p>
課題
<p>ゆめたろうプラザの各施設の利用率は全体的に伸び悩んでおり、各部屋で差がある状態です。利用者のニーズを的確に把握し取組を検討していくとともに、オンラインを活用した施設の利用手続きの導入等、時代に合わせて町民がより利用しやすい施設となるよう、利用の方法や仕組みの検討が求められます。</p>

※令和元年度以降はコロナ感染症拡大により減少となっています。

●感染症に対応した文化芸術活動推進の環境づくり

成果
ゆめたろうプラザの利用者数は増加傾向でしたが、感染症の拡大により利用が大きく減少しました。しかし、令和3（2021）年度には、利用者数にもやや回復が見られます。ゆめたろうプラザでは、来館時や各施設入場時のアルコール消毒、ホール入口では熱を計測する等、感染拡大防止に努めています。
課題
ゆめたろうプラザは、武豊町の文化芸術の拠点として、町民が安心して施設を利用し文化活動を行えるよう、感染症対策を講じた管理運営を推進していくことが求められます。また、オンラインによる演奏会の配信やイベントの開催等DX★の導入を検討し、いつでもどこでも町民が文化芸術に親しめる環境づくりが求められます。

●持続的な資金の確保に向けて

成果
これまで交付金等を活用しながら経費の削減に留意し、ゆめたろうプラザを運営してきました。加えて自主事業や講座等への参加料、入場料による歳入が一定の成果を上げています。感染症の拡大により来館者が減少し歳入は減少しましたが、令和3（2021）年度にはやや回復を見せています。
課題
限られた予算の中で文化創造を推進していくために、補助事業の活用、コストの抑制や削減に取り組む等、一定の質を維持しながら最大の効果を上げるサービスを提供することが求められます。

●事業評価の点検について

成果
これまで武豊町教育委員会及び社会教育審議会において毎年度事業の実績報告と評価、点検を行ってきました。定性的な評価と、数値による客観的な事業の達成度等によって実績を評価し、報告書をとりまとめ、次年度の事業内容につなげてきました。
課題
毎年度実施している事業評価を継続して行いつつ、10年の計画期間の中で、明確な評価を継続しやすいよう評価方法をわかりやすく工夫することが求められます。また、中間年度で中長期的な視点からプラン全体の事業の評価を行い、計画の点検を行うことが求められます。

II 基本的な考え方

1. 基本理念

本町の文化は、豊かな自然や歴史に支えられながら、町民の日常生活・仕事・まつり等を通して、創造され、継承され、工夫され、そして再び継承されるといったように、時代とともに育まれてきました。これら文化の主役は武豊の「町民」です。そして、文化は人を幸せにし、夢を育み、地域社会を支える限りない可能性を持つものです。

第6次武豊町総合計画のめざす将来像は、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」と掲げられています。

町民の心がつながり、笑顔あふれるまちを町民自身がつくっていくことをめざす中で、本町の文化振興は、まず、町民一人ひとりが豊かな文化環境の中で、気軽に文化に「親しみ」「楽しむ」「感動する」「夢を抱く」「安らぎを得る」等、日常的な生活にうるおいをもたらすことを出発点とします。

そこから共通の「感動」や「楽しみ」を通じて、「ともに学び」「力を合わせ」「啓発しあう」人と人のつながりが生まれ、「新しいものを創り」「広く発表する」等の文化活動が社会に広がることで町民が主体となって「文化のまち」をつくっていくことを推進します。

そして、豊かな文化の広がりが新たな人を惹きつけ、町への愛着が生まれ、皆でともに暮らしやすい地域社会をつくり、次の世代へも豊かな文化や町への愛着を引き継いでいく動きにつながっていくことをめざします。

こうした考えは、ゆめたろうプラザ開館時から掲げており、第1次、第2次プランにおいても武豊町の文化創造に対する基本的な姿勢として受け継いできました。第3次プランにおいても、この考えを継承しつつ文化創造を振興していくことから、第1次、第2次プランの基本理念を継承し、以下のように第3次武豊町文化創造プランの基本理念を掲げます。

ひとが育ち まちを育てる 文化のまち武豊

2. 基本方針

(1) だれもが気軽に安心して楽しむことができる文化の創造

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術は、発表、鑑賞、交流等、すべての場面で思うように活動できず楽しめない状況が続きました。感染リスクの低減方法が徐々に確立され、施設の感染症対策ガイドライン等もできました。今後は、こうした感染症等の影響をできる限り低減し、一人ひとりがいつでも気軽に多彩なメニューの中から、楽しくかつ安心して文化芸術を学習・活動できる環境の整備を行います。

オンラインでの施設予約やデジタル技術を活用し、すべての人がどんな状況でも文化芸術に気軽にアクセスできる環境を充実させます。

加えて、高齢者、外国人、障がい者等多様な人が文化芸術を学習・活動し、交流できる環境を整え、だれもが気軽に文化芸術活動に触れ、参加でき、世代や地域、立場を超えて交流し、豊かな心を育むことができるまちをめざします。

(2) 子ども・若者の豊かな心と生きる力^{*}をはぐくむ文化の創造

子ども・若者一人ひとりの人格が尊重されながら、いろいろな経験や体験をすることは、心の豊かさを養い、生きる力を育みます。第2次プランの中で、学校への文化芸術のアウトリーチを積極的に行い、子ども・若者が様々な人や作品との出会いや交流の中でいろいろな体験を重ねる機会の充実を図ってきました。第3次プランでも引き続きこうした機会を提供していきます。

特に、伝統芸能や郷土芸能に対し若い世代の関心が薄いことから、次世代を担う子ども・若者に芸能の体験や、デジタル技術の活用等工夫をしながら魅力の発信を行います。

(3) ひとやまちを磨き地域の元気を生み出す文化の創造

文化芸術や科学等は、人の感性を育み、新たな発想を生み出す源となる等、人を磨き、生活の質を向上させます。また、文化芸術との出会いは、人と人との出会いでもあります。第3次プランでも、第2次プランに引き続き、文化芸術を介した交流や、文化芸術を生み出し鑑賞する様々な価値観の尊重と共生を促します。さらに、こうした人々の交流によって町への愛着を醸成し、まちの活性化へとつなげます。町、団体、町民が連携して武豊町の文化芸術を核とした取組を行い、観光や商業等まちの活力を生み出す動きへと発展させていくことをめざします。

(4) パートナーシップによりみんなで作る文化の創造

文化は、町民一人ひとりの活動が基礎となります。そして、より充実した文化を創造するためには、一人ひとりの活動だけでなく、より多くの人々が協力や交流をしていくことが求められます。

町民、文化芸術団体、NPO、教育機関、地域、企業、行政等様々な人や団体が、そ

Ⅱ 基本的な考え方

それぞれの特性を活かしながら、お互いを尊重し、目的を共有しながら力を合わせる『パートナーシップ』という考え方を基本とし、文化創造環境の充実を図ります。

また、近年課題となりつつある、団体メンバーの固定化や高齢化等にも目を向け、より多くの町民が、自身の目的や興味に合った団体の存在や活動内容を知り、参加へと結びつくよう情報発信や相談窓口を設ける等団体活動を支援します。

○ゆめたろうプラザ

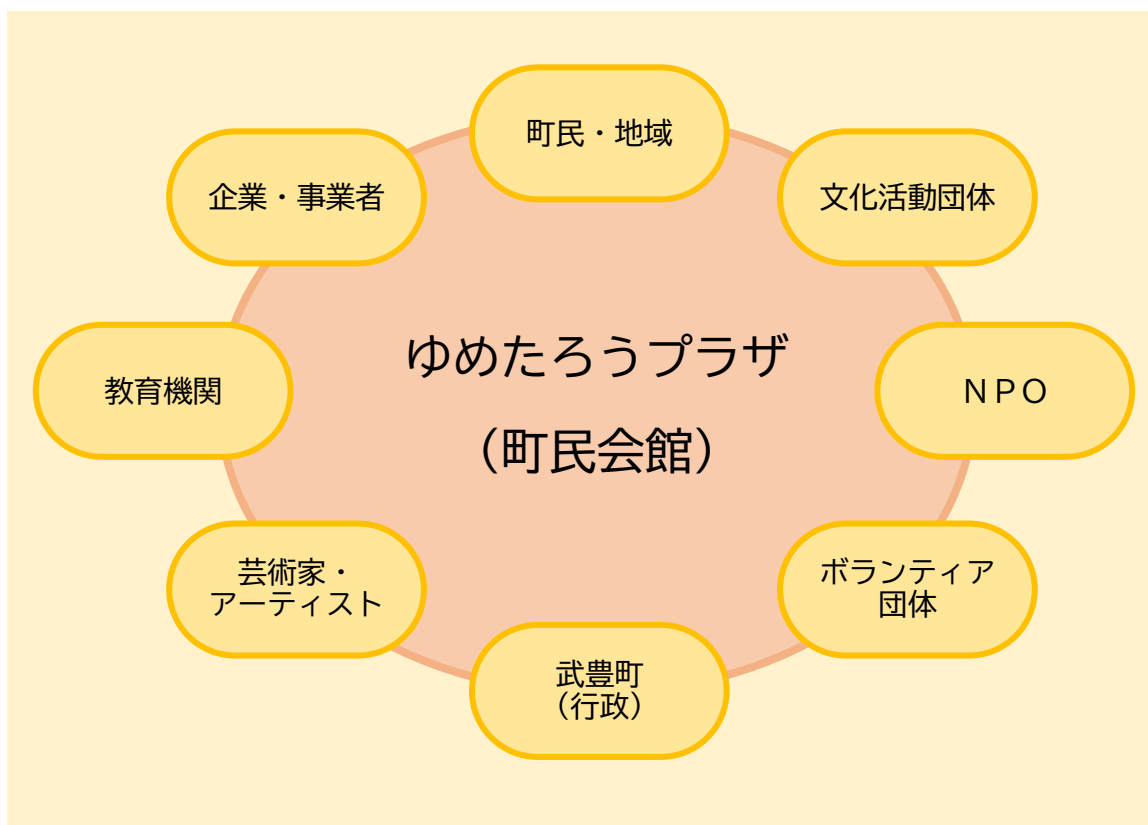


Ⅲ 文化創造のための取組

1. 文化創造推進体制

(1) ゆめたろうプラザを中心とした文化創造の推進

武豊町における文化創造の取組は、本町の文化創造の拠点であるゆめたろうプラザを中心として、図のような行政、町民・地域、文化活動団体、NPO、ボランティア団体、企業・事業者、教育機関、芸術家・アーティスト等の多様な主体との交流や連携を図りながら、国や県、他市町村とも連携、補完しあいながら推進します。



(2) ゆめたろうプラザの取組

1) 基本的性格

ゆめたろうプラザは、町民が楽しみながら芸術や科学等を実感し、心と技を磨き、いろいろなことを考えて試して、時にはひたむきになって創造する、そのような活動のきっかけづくりや支援をする場として考えられました。

また、個人、専門家、企業等様々な町民が集まり、おしゃべりをし、一緒に考え、協力して創ることにより、まちの文化を生み出すとともに、「知縁」*と「共感」により人と人を結ぶコミュニティづくりにつなげていく、このような活動を育み、町民とともに育っていく場でありたいとの“思い”があります。さらに、芸術と科学が相互に影響しあいながら“ひと”の心と社会を耕し、「心つなぎ みんな輝くまち」の創造に向けて、少しでも貢献したいとの“願い”があります。

このようにゆめたろうプラザは、町民一人ひとりが文化を掴み、生活・まち・そして社会に活かしていくための「まちの文化のプラットホーム」として、ひと・もの・情報等が集積し、様々な支援に取り組む施設です。これらの活動により、いつもおもしろい取組や提案を行っている個性的で魅力的なまち「武豊」を実現し、ひいては全国・世界へ情報発信するまちをめざします。

ゆめたろうプラザでは、次の6つの基本的な性格にもとづき、事業・運営を行ってきました。基本的な性格の意義については、開館当時と変わることなく現在でも重要であり、本プランでもその考えを継承していきます。

●町民主役の文化施設です

ゆめたろうプラザの主役は町民です。町民の主体性・創造性・熱意・責任感を最大限発揮できるように、そのニーズに的確に応えるとともに、様々な事業の企画・運営等を町民とのパートナーシップで取り組みます。

●まちの文化創造拠点です

ゆめたろうプラザは、様々な町民、芸術家、科学者、来訪者等が訪れ、くつろぎ、芸術・科学等を学び・感動し、新たな文化創造に取り組むことができる町の文化創造拠点です。このような活発な活動により、まちの文化の顔となり、将来的には、全国・世界から注目される情報発信拠点づくりを進めます。

●芸術と科学がテーマの創造空間です

芸術と科学は、人が情熱をかけて創造し、成果を蓄積してきたという点で非常に類似しています。ゆめたろうプラザでは、芸術・科学の専門家を招き、町民が本格的な文化にふれ、新しい発想を知ることができる機会を設け、地域文化を触発します。また、芸術家や科学者とのパートナーシップを築き、芸術や科学の調和をめざす創造活動の支援に取り組みます。

●明日を担う子ども・若者が育つ文化空間です

子ども・若者が、自分でもしくはいろいろな人と協力して、学び・考え・感じ・創ることにより、想像力や個性を伸ばし、思いやりを育む等、文化体験や社会体験ができる「よく学び よく遊ぶ」空間となることをめざします。

●文化サポートネットワークの拠点です

個人や団体が単独で行う創作活動において、時には壁につきあたることもあります。その際に、芸術や科学の専門家、地域の団体、企業、行政、助成団体等から様々な支援を受けることが考えられます。ゆめたろうプラザは、文化の創造に取り組む人・団体をサポートするネットワークの拠点として、人・場所・情報等のコーディネート*に取り組みます。

●内に外に開かれた施設です

ゆめたろうプラザは、町民の熱意とサポーターの支援により成立する施設で、多くの町民や関係者の共感を得ることが不可欠です。このためには、施設の活動の情報公開、説明責任、評価と改善を行い、内外に開かれた姿勢を持つことが必要です。町民の文化活動は広域化しており、そういった近隣市町の町民や専門家のエネルギーをゆめたろうプラザに取り入れ、活かします。

2) 事業方針

公演・展示・発表等の文化事業は、大都市や教育機関等、特定の場所・人に偏りがちで、身近なところで多様な文化を享受する機会が限られています。特に、芸術や科学については近寄りがたいというイメージを持つ町民も少なくありません。また、公共の文化施設が、単なる全国巡回公演の鑑賞の場や、関係者の発表の場等、限られた人の空間になり、その文化の持つ可能性を活かしきれていないことも少なくありません。

これらの公共の文化施設の課題をふまえて、本町では、文化を楽しむ町民の裾野が広がり、ゆめたろうプラザが活発に活用され、そこからおもしろいことや感動が次々に生まれる地域づくりを支援するという立場から、ゆめたろうプラザの事業を次のように考えます。

●みんなが文化を楽しむきっかけづくり

町民が芸術や科学等のすばらしさを垣間見て、わかりやすい説明を受けて文化を身近に感じ、文化イベントにわくわくする等、文化を楽しむきっかけづくりに取り組みます。

●子ども・若者が文化に親しむ機会づくり

子ども・若者の文化を愛する心を育て、豊かな心や創造性を育むために、子ども・若者が興味を持って文化にふれ、試してみる機会や、自ら表現する機会をつくる等、文化に親しむ機会をつくります。

●芸術と科学による本物体験

メディアが発達する中で、質の高い作品や実物等本物に直接出会うことが一層、重要になっています。このため、芸術や科学を中心に本物を体験する機会をつくり、感動・驚き・楽しさ、そして正確な理解を通じて、感性や創造性を磨いていく機会を提供します。

●文化豊かなコミュニティづくりの推進

様々な町民が力を合わせて作品をつくり、展示会等発表の機会等を設け、芸術家・科学者等との交流の中でお互いに刺激を受けあいながら相互理解を深める等、文化は人と人を結び、育ちあいを促し、地域を元気にしていくことができます。このように、創造的な文化活動を通じて、豊かなコミュニティづくりに貢献していくことに取り組みます。

●文化創造と情報発信の環境づくり

町民・芸術家・科学者を問わず、おもしろく・個性的で多彩な創造活動が武豊から次々と生まれ、それが各地域や海外に情報発信できることを長期的な目標に持ち、事業を組み立てます。その際、芸術家等が魅力的なひとづくりやまちづくりに貢献し、ひとやまちが芸術家の創造活動を支える相互協力の仕組みづくりに取り組みます。

2. 文化創造の取組

武豊町における文化創造の基本理念「ひとが育ち まちを育てる 文化のまち武豊」を実現するため、長期的な視点を持ちつつ、その時々地域の文化活動の状況にあわせ、「文化体験」「創造支援」「交流協働」「情報」「活用」の5つを事業の柱とした文化創造の取組を推進します。

各事業の内容は以下の通りです。

(1) 文化体験事業（みる、やってみる事業）

ゆめたろうプラザやまちの中で、だれもが多様で質の高い文化を安心して楽しむことができる機会をつくるため、鑑賞事業、ワークショップ*、講演会、講座等を開催します。

これらの開催にあたっては、今後も感染症予防等の対応に配慮するとともに、町民との協働や学校・企業等との連携により企画・運営を行い、きめ細かく温かい事業展開をめざします。また、子ども・若者、新たに文化の学習・活動を始めたいと考えている人、家庭・仕事・交通手段・健康状態等の制約で文化にふれる機会が少ない人等が参加しやすいように工夫します。

<取組例>

- 国内外の舞台芸術家・文化芸術団体による質の高い芸術公演
- 音楽、演劇、舞踊・ダンス、古典芸能等、様々なジャンルの公演
- サロンコンサート等、小ホールを利用したくつろいだ雰囲気でのコンサート
- 作品、楽器、演奏家等について解説付きの演奏会
- 芸術と科学に関する体験講座
- 子どもや親子、障がい者等が参加しやすい公演
- 学校、公共施設、まちの中等、身近な場での鑑賞機会づくり（アウトリーチ）
- 文化関係者、科学者等の講演会
- アート展、ギャラリー展、映画上映等多様な鑑賞機会づくり



音楽公演「反田恭平&務川慧悟
2台ピアノの競演」



音楽講座「ゆめプラエレキギター&
エレキベース教室」

(2) 創造支援事業（つくる、支える事業）

文化芸術団体、活動経験者、指導者、事業企画団体、ボランティア等を対象に、レッスン、ワークショップ、講座等のレベルアップや新たな創造の手がかりとなる機会を提供し、町民の創造的な文化活動を支援します。

特に、専門家と協力し、ゆめたろうプラザの特色である芸術と科学に関する創造活動の支援やICT★・デジタル技術活用による文化創造の支援に力を入れます。また、町民や文化芸術団体が、学習や練習の成果を地域社会に向けて発表したり、学校や福祉施設で活動したりする等、文化創造を担う人材育成や暮らしやすいまちをつくる活動を積極的に支援します。

<取組例>

- 地域の文化芸術団体の支援
- 芸術と科学に関する製作教室や競技会
- 中上級者や活動経験者向けの教室や公開レッスン
- モーニングコンサート等、地元アーティストへの演奏機会の提供
- ボランティア養成、アートマネジメント★講座等の地域文化リーダーの育成事業
- 他の文化施設との共同企画による創造的な文化活動の支援
- ゆめたろうプラザに親近感や好感を持つ芸術家・科学者等の協力を得た創造活動



モデルロケット製作教室&打ち上げ大会
「大空杯」



武豊町民劇団 TAKE TO YOU



サイエンストーク
(地元企業との連携)



情報スタッフ配信研修

(3) 交流協働事業（集まる事業）

分野・世代・職業・地域や国籍等を超え、様々な人が出会い、話しあい協力する機会をつくるため、文化を通じた町民同士の交流、芸術家や科学者との交流、国内外の様々な地域との交流等を図ります。福祉、観光等の他分野との連携において文化を積極的に活用することにより効果的な施策展開を図っていきます。また、小中学校の文化系部活動の地域移行についても国等の政策動向をふまえつつ適切に対応していきます。

交流・協働事業の実施にあたっては、特に、春の音楽祭、芸能祭、町民文化祭等、地域の文化芸術団体が一堂に会する事業は、独特の高揚感や一体感の中から、よりきめ細かな地域社会のネットワークの形成につながることが期待されます。

<取組例>

- 春の音楽祭、芸術と科学フェスティバル等、様々な関係者が連携したイベント
- ハロウィンパーティー等、子どもが参加しやすいイベント
- 他市町の文化施設との交流
- 芸能祭、町民文化祭、絵画展等、町民の発表の機会づくり
- 中央公民館、歴史民俗資料館、図書館、スポーツ施設、観光施設等との連携事業
- 福祉、観光分野等との連携による文化活用事業
- 小中学校の文化部活動の地域移行への対応



町民文化祭



Swing Band TAKETOYO



ハロウィンパーティー



ゆめホテル®ワークショップ

(4) 情報事業（伝える事業）

町民が町内外の多様な文化情報を容易に入手でき、また、ゆめたろうプラザをはじめとする町の文化創造の活動をより多くの人に知ってもらうため、情報の収集・整理・発信を行います。

特に情報発信においては、広報や回覧板、チラシ、地域メディア、ホームページ、SNSの効果的な活用、スタッフや関係者の口コミ等の、多様な手段を活用します。

また、外国人にも理解、関心を深めてもらえるように多言語による情報発信についても対応を検討するとともに、ICT・デジタル技術を活用したデジタルアーカイブ化・アーカイブ配信等についても対応していきます。

<取組例>

- 事業スケジュールや各種公演・講座等のチラシの作成
- ロビーやエントランスを利用した活動成果等の展示
- 町広報・学校・回覧板を利用した広報
- 新聞、タウン誌、CATV等地域メディアを利用したPR
- 町内外の公共施設やイベント等館外でのPR
- 町外の文化振興やまちづくり関連のイベントへの参加・情報発信
- ホームページやメールマガジン★、各種SNSを効果的に活用した広報・情報発信
- 近隣自治体の文化イベント情報の収集・提供
- 実績報告書の作成
- 多言語による情報発信
- デジタルアーカイブ化・アーカイブ配信等



ゆめプラのブログ
(ゆめたろうプラザホームページ)



ゆめプラ通信

(5) 活用事業（使う事業）

町民の自主的な学習・創造・発表・交流等をはじめ、芸術家の創作活動、地域の公共的なイベント、民間事業者の経済的な視点を含めた文化創造活動の場として、ゆめたろうプラザやまちの中の空間等を有効活用します。

また、町内には有形無形の多様な文化財があり、地域の歴史と町民をつなぐ重要な資源となっています。関連部署と連携し、こうした文化財を活用していきます。

ゆめたろうプラザについては、ファシリティマネジメントに基づく施設の維持管理・整備を計画的に実施し、施設の有効活用を図っていきます。特に、貸館事業においては、利用率の低い施設の利用を促す工夫を図り、より簡易で公正な予約方法を検討します。

<取組例>

- 公共施設、まちの中のスペース等の文化創造事業での有効活用
- 地域文化財の活用
- ゆめたろうプラザの利用率が低い施設の利用促進
- ゆめたろうプラザのわかりやすく便利な予約方法の検討
- ゆめたろうプラザの開館日時の工夫
- ファシリティマネジメントに基づく施設の維持管理・整備



輝きホール



ギャラリー



情報考房

ゆめたろうプラザの貸館事業（ホール、貸部屋、ギャラリー等）

3. 重点事業

ゆめたろうプラザでは、前回のプランにおいて目標とした文化創造事業の着実な実施や、運営体制における町民・専門家・行政のパートナーシップについて、一定の成果を得ることができました。この10年間の成果と課題をふまえながら、次の事業に重点的に取り組みます。なお、重点事業は計画期間の前半5年程度を想定しており、中間年で見直しを行います。

【重点1】 知多半島内での音楽事業の連携

行政、文化芸術団体、NPO、芸術家、教育機関、民間事業者等と連携して、知多半島内で音楽事業の連携を目指します。

【重点2】 芸術と科学のハーモニー事業の交流機能の充実

小惑星探査機はやぶさ帰還カプセル展示をはじめとした宇宙関連事業や武豊町オリジナルのイルミネーションゆめホテル®のように、多くの町民の協力を得ながら、質の高い事業を実施し、たくさんの町民の参加を得て、町内外に情報を発信する等、芸術と科学のハーモニー事業を通じた交流に取り組んでいきます。また、企業や他の団体ともさらに連携をひろげ事業の充実を図ります。

【重点3】 学校等ホール外でも文化にふれる機会づくり(アウトリーチ)

学校、公共施設、まちの中などでのアウトリーチの企画・運営を行い、ホール外でも文化にふれる機会をつくります。そして、その参加者がホールを訪れるような工夫や働きかけをします。また、県内でアウトリーチ活動をする芸術家の育成・起用を図ります。

【重点4】 U39等の若手サポーターの育成

若い世代の考えを代表し、次代の事業の企画・運営を担う若手サポーター（例えば、40歳未満を対象としたUnder-39）の募集を行い、講座や企画体験等を通じて、その育成とグループ化を図り、自立的な活動を支援します。

【重点5】 夢を持った様々な人をつなぐ連携事業

近隣の若手アーティストを紹介するコンサート、子どもから高齢者まで参加する文化活動、地域の技術者等が持つノウハウを活かした子ども向けの創造体験事業、町外の文化施設等との共同制作、生涯学習施設・まちづくり関係者・芸術系大学・民間事業者等と連携する等、夢を実現するために人や団体をつなぎ、ネットワークを広げます。

【重点6】 ゆめたろうプラザの入場者増加対策

ゆめたろうプラザにおいて公演・展示・講座等を行う際に、採算と公益性のバランスのとれた適切な価格設定の中で、より多くの入場者を得ることができるようにする等、事業収入の増加に取り組めます。

【重点7】 町内外へ向けた文化創造に関する情報発信の充実

より多くの町民にゆめたろうプラザを身近に感じてもらえるようにデジタル配信やSNSの活用等多様な方法で情報発信を行います。また、特色ある事業・運営について県内外で発表する機会や意見交換をする会等に参加し、県内外の知名度と町民のシビックプライド*の向上に寄与します。

【重点8】 障がい者や外国人が文化芸術に触れる機会の充実

障がいの有無にかかわらず、だれもが文化芸術に触れられるように、福祉施策との連携のもと、障がい者団体への文化活動の支援をより一層行います。また、国籍や文化的背景の異なる町民が、文化芸術を通して交流し相互理解を深めることができるよう、文化芸術を通じた国際交流、多文化共生の取組を推進します。

【重点9】 デジタル技術を活用した文化芸術を楽しめる機会の充実

感染症の影響を受けない持続的な文化創造活動の実践をしていくための一つの方策として、ICTやデジタル技術を活用したデジタルアーカイブ化やその配信等の実施等、デジタル技術を活用した文化芸術を楽しめる機会の充実に取り組めます。



武豊はや2ボランティア



ゆめプラ配信チーム活動

4. 事業計画

(1)文化体験事業(みる、やってみる事業)

(年度)

事業	R 5～6	R 7～8	R 9～	中長期展望
鑑賞事業 公演、コンサート、 演奏会等	質の高い公演、多様なジャンル の舞台芸術公演	→		鑑賞への意欲がさらに 高まり、鑑賞事業を通 して文化に親しんでい る
鑑賞事業 文化を楽しむ きっかけづくり	ポピュラーコンサート、サロ ンコンサート、レクチャーコ ンサート 子ども、若者、親子向け事 業等を実施	→		同上
芸術と科学に関する体験 講座やワークショップ	町民のニーズをふまえ、多 様な分野で事業を企画	→		地域の人材も含め、多 様な分野、レベルで実 施されている
多様な鑑賞機会づくり	アート、映画等多様な分野 の鑑賞機会を作る	→		美術・メディアアート 等多様な分野の鑑賞機 会を提供している
子ども・若者等ターゲッ トを想定した参加者拡大 事業	年代や地域コミュニティを 意識して事業を実施	→ 対象を変え ながら実施		各年代で参加者が増加 している
重点3				
学校等ホール外でも文化 にふれる機会づくり (アウトリーチ)	学校アウトリーチの継続と 訪問先の拡大	→		子ども対象にしたアウ トリーチの継続と、福 祉施設等来場が困難な 場所への訪問を行って いる
重点8				
障がい者や外国人が文化 芸術に触れる機会の充実	障がい者向けや、外国人も 楽しめる等幅広い参加者を 想定した事業を実施	→		多様な障がいに対応し た事業を支援者と共に 実施している 異文化交流の視点も含 み、幅広い参加者が交 流できる事業を実施し ている



小学校アウトリーチ



ゆめホテル®キャンドルナイト

(2)創造支援事業(つくる、支える事業)

(年度)

事業	R5~6	R7~8	R9~	中長期展望
地域の文化芸術団体の支援	継続的に活動している団体の支援	→	→	他市町での活動も行っている
芸術と科学に関する制作教室や競技会	町民のニーズをふまえ、多様な分野で事業を企画	→	→	地域の人材も含め、多様な分野、レベルで実施されている
活動経験者向けの教室や公開レッスン	公演等に合わせたワークショップ、公開レッスン	→	→	町民の文化活動のレベルアップのきっかけになっている
地元アーティストへの演奏機会の提供	モーニングコンサート、春の音楽祭の実施	→	→	新たな関係性の形成と参加者の活動の活性化
地域文化リーダーの育成事業、協働による文化のまちづくりの意識向上	ボランティアの養成とスキルアップ講座の開催、協働による文化のまちづくりセミナーの実施	→	→	新たなボランティア活動の発現と、まちづくりの活性化が見られる
創造的な文化活動の支援	地域の文化活動のニーズに合わせ各種ワークショップや講座を実施	→	→	多くの人が楽しく文化活動に取り組み、技術等が向上している
芸術家・科学者等の協力を得た創造活動	専門家による講演会・ワークショップの実施	→	→	多様な分野の専門家を身近に感じながらの経験を通して、参加者自身の興味・関心・意欲が高まる。
重点4				
U39等の若手サポーターの育成	若手サポーター向け講座⇒グループの組成	若手サポーターの自立的な活動を展開	若手サポーターが運営の一翼を担う	次代の運営を担う人材が育っている



サイエンスレクチャー 佐々木洋
「身近な生き物が教えてくれること」

生でしか味わえない感動がある
～絆を紡いで10回目、武豊春の音楽祭2023～

武豊春の音楽祭2023

2.18日 ▶ 3.19日

主催：武豊春の音楽祭実行委員会・武豊町教育委員会 後援：中日新聞社

 2月18日(土) 15:00開演 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団	 2月19日(日) 14:00開演 スーラシアアンバラス リミテッド・エクスプレス	 2月25日(土) 15:00開演 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団
 3月4日(土) 13:00開演 にじいろ音楽隊 踊り出す音のひろばへ	 3月5日(日) 17:00開演 武豊音楽少年団 PARADISE JAZZ SESSION	 3月19日(日) 15:00開演 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団 武豊音楽少年団

第1次公演 10月15日(土) 第2次公演 10月22日(土) 第3次公演 10月29日(土) 第4次公演 11月5日(土) 第5次公演 11月12日(土) 第6次公演 11月19日(土) 第7次公演 11月26日(土) 第8次公演 12月3日(土) 第9次公演 12月10日(土) 第10次公演 12月17日(土)

会場：10月15日(土) 会場：10月22日(土) 会場：10月29日(土) 会場：11月5日(土) 会場：11月12日(土) 会場：11月19日(土) 会場：11月26日(土) 会場：12月3日(土) 会場：12月10日(土) 会場：12月17日(土)

武豊春の音楽祭2023

(3)交流協働事業(集まる事業)

(年度)

事業	R 5～6	R 7～8	R 9～	中長期展望
様々な関係者が連携したイベント	様々な立場の関係者が連携して、新たな関係性や発見が生まれるイベントを開催			芸術関係と科学関係や文化関係と観光・福祉関係等多様な分野どうしの連携がすすむ
子どもが参加しやすいイベント	子どもが気楽に参加できる事業を実施			子どもが様々な事業に積極的に参加し、日常的にゆめたろうプラザを訪れている
他市町の文化施設との交流	文化の多様性を理解するために姉妹都市等との交流			多様な文化の違いを理解するとともに、自分たちが暮らす地域の文化について深く意識するようになる
町民の発表の機会づくり	芸能祭、町民文化祭、絵画展等の開催を支援			多くの人が参加する賑わいのある催しとなる
関連施設等との連携事業	他の文化施設との連携を進め、共同企画等による文化活動の幅を広げる			新たなアーティストの発掘や、今までにない事業の実施等で、地域住民に斬新な視点を提供している
他分野との連携による文化活用事業	福祉や観光等の分野と連携した事業			文化と福祉、文化と観光が結びつき互いに相乗効果を生み出している
小中学校の文化部活動の地域移行への対応	国や県の動向等、情報を収集するとともに、関係各課との調整を行う	町策定の計画に参画し、策定後に取り組む		子どもたちが生き生きと文化部の活動に取り組んでいる
重点1 知多半島内での音楽事業の連携	知多半島内の音楽関係者・文化施設との連携を深め、コンサートの開催を図る			武豊春の音楽祭に多くの演奏者が他地域から参加している
重点2 芸術と科学のハーモニー事業の交流機能の充実	他地域との芸術系、まちづくり系の事業と連携			他地域との連携が進み、互いに事業の幅が広くなり、地域住民の文化事業への興味関心が高まる
重点5 夢を持った様々な人をつなぐ連携事業	様々なネットワークを生かし、意欲的に活動する人や団体とつながった事業			地域で頑張る様々な人や団体がさらに生き生きと活動し、地域での認識を高めることができる

(4)情報事業(伝える事業)

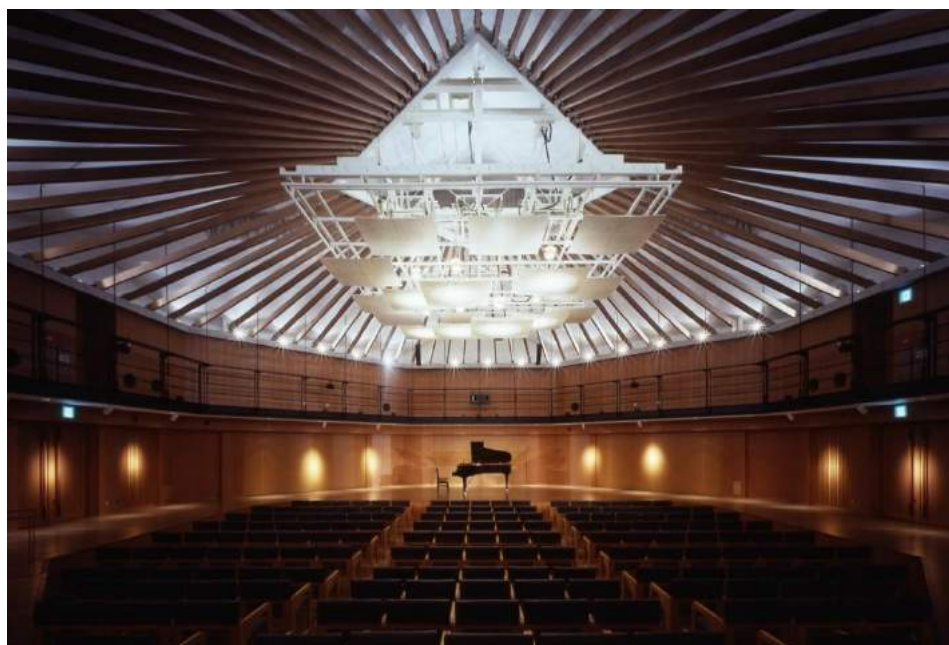
(年度)

事業	R5~6	R7~8	R9~	中長期展望
各種公演・講座等のチラシの作成	見やすく分かりやすく楽しいチラシを作る	→	→	地域の人が広報チラシを楽しみに待つようになっている
活動成果等の展示	ロビーやエントランスを利用した展示	→	→	一年間の活動の様子が振り返って見られる
町広報・学校・回覧板を利用した広報	多くの方法を利用し、効果的に情報を伝える	→	→	情報を効果的に伝えるとともに、地域の各種コミュニティの活性化に寄与している
地域メディアを利用したPR	新聞、タウン誌、CATV等の地域メディアを利用した広報	→	→	武豊町外への情報発信により周辺地域からの来場者が増えている
館外でのPR	関係文化施設等への情報発信	→	→	より多くの人の目に情報が届き、来場者が増えている
町外のイベントへの参加・情報発信	他地域との連携を進めるために町外のイベントに参加し、ゆめたろうプラザの情報発信をする	→	→	他地域との連携がすすみ、人の交流が増える
SNS等を活用した広報・情報発信	印刷媒体だけではなく、SNSを始め様々なメディアでの広報にも取り組む	→	→	ゆめたろうプラザに来られない人にも広報・情報発信が進んでいる
近隣自治体の文化イベント情報の収集・提供	近隣自治体との連携を深めるために、互いの文化的情報を共有する	→	→	文化的交流が活性化し、近隣市町への理解が進み地域住民の協働へ意識が高まる
実績報告書の作成	事業の成果と課題を確認し、次の事業に活かすために実績報告書を作成し公表	→	→	継続的に作成され、事業計画の見直しや評価等に活用されている 運営主体の検討に活用
多言語による情報発信	外国籍の町民に分かりやすい日本語や母国語での情報発信(翻訳ソフトの活用)	→	→	地域で暮らす外国籍の町民が生活に潤いとゆとりを持ち、地域の日本人と気楽に交流している
デジタルアーカイブ化・アーカイブ配信等	事業の様子をデジタルデータでアーカイブ化し、各種SNSを利用して配信する	→	→	各種の許諾をクリアしたもものから情報発信し、来場できない人も楽しんでいる
重点7 町内外へ向けた文化創造に関する情報発信の充実	印刷媒体、デジタル媒体、マスメディア、SNS等様々な媒体により開催情報を発信する	→	→	様々な地域の人がゆめたろうプラザの事業に興味を持ち参加している
重点9 デジタル技術を活用した文化芸術を楽しめる機会の充実	各種SNSを利用してイベントの様子を配信する	→	→	各種の許諾をクリアしてきたものを情報発信し、来場できない人も楽しんでいる

(5)活用事業(使う事業)

(年度)

事業	R5~6	R7~8	R9~	中長期展望
公共施設、まちの中のスペース等の有効活用	様々なスペースで文化事業を行えるように、関係機関と連携を進める	関係機関との連携をもとに、様々なスペースで文化事業を開催		地域の賑わいが進み、コミュニティが活性化
地域文化財の活用	関連部署と連携を進める	関連部署との連携をもとに、文化事業を開催		関連部署との連携により相互の事業が重層化し、地域の町民がより楽しく興味をもって参加する
ゆめたろうプラザの利用促進	チケット販売・予約、施設利用予約の簡便化の方法を検討する	可能なものから実施		社会の情勢に合わせて利用への便宜を図ることで、利用者が増加している
施設の維持管理・整備	ファシリティマネジメントに沿っての設備管理・整備			町民・利用者が、安全・安心、快適に利用している 施設の維持管理費用が平準化されている
重点6 ゆめたろうプラザの入場者増加対策	地域のニーズをもとに、喜ばれる事業を適正な料金設定で実施			ゆめプラメイトの登録人数が増加している



響きホール

IV プランの推進と進行管理

1. ゆめたろうプラザの運営

(1) 運営の考え方

劇場法等で指摘されているように、文化施設とは「建築物としての施設」と「運営に係る人的体制」、そして「公演をはじめ事業や運営方法を企画するノウハウ」から構成されます。従来の公立文化施設が「建築物としての施設」としての整備が先行してきたという課題をふまえて、本町ではゆめたろうプラザの運営方針を次のように定めます。

●文化創造活動の支援

ゆめたろうプラザは文化創造を主目的とした施設であることをふまえ、町内の社会教育施設や学校等と機能分担・連携を図ります。このため、町民・芸術家等の創造活動を支援する運営規程を持ち、職員・専門家等創造活動をサポートするスタッフを配置します。また、創造活動等の現場では、その場やその時に判断すべき事柄も多く、企画担当者や利用者の責任のもと、柔軟な運営規程を設けることに留意します。

●町民参画の多様なメニューづくり

ゆめたろうプラザの主役である町民が、事業の企画・運営、施設の運営支援等に参画できる仕組みをつくります。その際、町民の興味・意欲・能力等に合った参画ができるように、多様なメニューをそろえます。また、時間をかけて話しあい、共感し、試してみる等、そのプロセスを大切にしたい運営を心がけます。

●町民と行政の協働の実践の場

ゆめたろうプラザは、町民と行政が話しあいながら目的を共有して、お互いの自主性・自立性を尊重しあいながら行動していく、まちづくり・育ちあいの実践の場として運営しており、非常に重要です。事業や運営の委託等においては公正な審査や評価を行い、様々な人や団体がそれぞれの特色を活かしながら、切磋琢磨して事業の内容を深めていくことに努めます。

●運営部門への専門家の起用・育成

ゆめたろうプラザは芸術・科学をテーマとしながら創造的な活動を展開していく場であり、それを効果的かつ効率的に進めていくためには、専門家が不可欠です。町民や職員が指導・助言を受けることができるように、雇用、アドバイザー契約、事業委託等、様々な方法で専門家を積極的に起用します。また、町内や近隣に暮らす関係者等からの協力を得て、その活動が育つ支援をする等、質の高い事業を支える人材の起用・育成に取り組めます。

●文化創造ネットワークの要

ゆめたろうプラザは、町民や行政はもとより、芸術家・科学者をはじめとした専門家、芸術系大学、各地の文化施設、文化芸術団体、地域の各種団体、NPO、企業等町内外の様々な協力を得て運営していきます。このため、関係者が集い、お互いの思いを確認し、目標を共有して、助けあうための文化創造ネットワークをつくり、本館がその「つなぎ役」となることをめざします。

●文化の社会的・経済的な価値をふまえた運営

文化は、地域コミュニティの創造や再生につながったり、創造力を養い付加価値の源泉となる等、社会的・経済的な価値を有しています。ゆめたろうプラザは、芸術や科学の分野にとどまることなく、暮らしやすく環境にやさしい魅力的なまちづくりに貢献し文化活動の可能性を育てていく場となることが求められます。それぞれの活動が有する公益性をふまえた運営を行います。

(2) 運営主体

●町直営（町職員＋NPO委託）の継続

ゆめたろうプラザは、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館等本町の主な社会教育施設との連携を図るため、教育委員会が所管します。

運営主体については、現在は町直営（町職員＋NPO委託）で運営しており、丁寧で、温かな運営を実現しており、今後もこの運営を継続していくことを基本とします。

町直営による運営においては、担当職員の異動等があるため、芸術家・科学者、NPO、文化芸術団体、民間事業者等、様々な人や組織と事業委託、共催、アドバイザー契約等を結び、積極的に連携を図っていきます。

運営には、ノウハウの蓄積等中長期的な視点が必要です。このため、5年に1回程度、見直しを運営委員会等で検討します。なお、検討を行った結果、現行の運営で大きな問題がない、もしくは、他の運営方法や運営主体に明らかなメリットがなければ、現行の方法を継続します。下に示すように様々な運営手法がありますが、指定管理*や委託は方法であり、導入自体が目的とならないように留意します。

○各運営手法の特徴

タイプ	特徴
町直営 (町職員)	定型的な業務を安定して公正に運営する場合や、行政の意図を確実に実行する場合等に効果的。ただし、専門職を雇用しない場合、芸術や科学に関する事業展開は難しい。また、雇用形態・事業費の使途・入場料収入の取り扱い等で、柔軟な運営が難しい傾向がある。
町直営 (町職員＋ NPO委託)	行政と町民の協働の実践の場となる。行政の意図を確実に実行すると同時に、専門性・柔軟性・継続性等を持たせるのに効果的。行政とNPOが深い信頼関係を築くことが容易ではなく、全国でも事例はわずか。
指定管理者 (定型業務)	規模のメリットや柔軟な雇用形態を活かして、定型的な業務を効率的に実施する場合に効果的。しかし、町民との協働やワークショップ等、きめ細かな事業・運営は一般的に不向き。
指定管理者 (専門型)	町内にないノウハウを持ち、本格的な芸術や科学の創造事業を行う場合に効果的。ただし、専門スタッフが運営に参加するため要する費用は高くなる。

○文化会館の運営方法

	合計	直営		指定管理者			
		館数	構成比	財団等		館数	構成比
館数	構成比			館数	構成比		
市	1,323	466	35.2%	857	64.8%	461	34.8%
町村	281	217	77.2%	64	22.8%	24	8.5%

資料：文部科学省「社会教育調査」（平成30（2018）年度）

(3) 運営体制

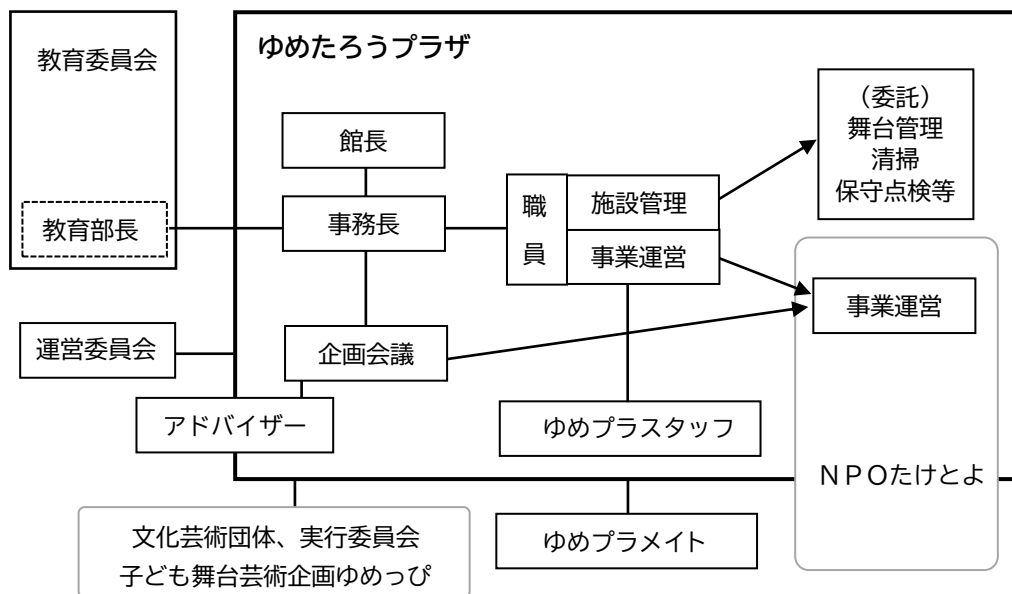
●現在の運営体制を継続

ゆめたろうプラザの事業・運営の方向性については、教育委員会や運営委員会で検討を行います。ゆめたろうプラザ内の運営組織としては、館長、事務長のもと「事業運営」と「施設管理」の2部門を設け、様々な人・団体との連携を想定します。当面は、行政と町民の協働の実践の場として、事業運営、施設管理ともに部分的にNPOたけとよへ事業委託を行うことを想定します。

創造性・企画力・コーディネート力が事業の質に直結するため、活動するスタッフの質の確保と人材育成を継続的に取り組みます。さらに、学生のインターンシップ★や中高生の職場体験の受入等にも対応します。

また、運営委員会や実行委員会等を通じて、町の文化芸術団体や各種団体、専門家、NPO、民間事業者等様々な人・団体が連携するネットワーク化を図ります。

なお、文化施設の運営は独特の知識やノウハウが求められます。効果的な運営を行い、町民からの信頼を得るため、町職員は、専門的な研修を受けるとともに、ノウハウを業務の中で継承していく必要があります。そのため、事業の企画や町民団体の支援等の職員については複数の担当者を置き交互に異動する等の配慮を行います。



注：事業運営は、町職員とNPOたけとよが協働

(4) 運営規程等

貸館事業について、開館日時、利用規程、利用料金等の各種制度や、情報システムについて、より使いやすく、かつ公正な運用ができるように、様々な工夫を検討します。なお、運営規程等の詳細は条例等で定める必要があるため、本プランでは基本的な考え方を提示します。

●開館日および開館時間

休館日は週1日（月曜日）が基本ですが、舞台技術職員の配置や保守点検の兼ね合いから、輝きホールは月曜日及び火曜日としています。このため、ホール部分については、清掃・点検をできるだけ休館日に実施する等の工夫をし、開館日を確保します。

開館時間については、就業者を中心に夜間のニーズもあり、最も遅い時間帯まで開館する公共施設の1つとして位置付け、22時までとしています。また、館長・企画会議が認めた特定の創造活動等については、施設の運営経費や周辺住民への影響・安全性に配慮しながら早朝もしくは深夜（開館前・閉館後1時間程度）において、代表者による準備利用を認める等、弾力性を持たせます。

●施設の利用

ゆめたろうプラザは、武豊町民会館の設置及び管理に関する条例（以降、「設置条例」と表記します。）の第2条の通り、「町民の文化芸術の普及振興を図るとともに文化創造及び交流の拠点」です。

ゆめたろうプラザの設置目的に鑑み、地域の文化創造にとって大きな影響がある活動については、本館の共催制度や事業委託制度を利用して会場を確保できるようにします。

ただし、町内には大規模な催し等を行うホールが不足しており、多様な利用ニーズがあります。このため、ホールが上記の目的で利用されない時には、様々な用途での活用を図ります。

●利用料金

利用料金については、ゆめたろうプラザが町民の創造的な文化活動を支える社会基盤（インフラストラクチャー）であるため、利用しやすい料金を設定しています。

知多半島5市5町では公共施設の相互利用協定に基づき、この圏域内に在住の人は同じ料金体系を適用します。

また、設置条例の通り、商業宣伝や営業等での利用や、入場料等を1,500円以上徴収する催物の場合、利用料は2倍の額とします。1,500円未満の一定の入場料や受講料を徴収する場合を割増料金としないのは、地域のためや仲間との楽しみを目的とした活動であっても、その活動をするためには一定の費用を要し、参加料・入場料等の収入を活動費の一部に充当していることが多いとの考えに基づいています。

なお、ホールは平日の午前を中心に、利用されない日時があることが予想されます。このため、輝きホールについては使用の準備や練習、響きホールについては使用の準備のために舞台を使用する場合、利用料金を低額に設定する等、有効な活用を図ります。

●情報機器の活用と更新

情報機器は、職員の事務作業の効率化を図り、また、施設の予約状況やイベントの予定等町民へのタイムリーな情報提供につながります。一方で、情報機器の機能や役割がめまぐるしく変化しています。このため、情報機器については、その効果や必要性を考えながら、導入や更新を検討します。

●利用者の安全確保

利用者のケガ等を未然に防ぐとともに、災害等非常時において対応できるように、危機管理マニュアルについてボランティアも含め職員・関係者への周知を図ります。また、避難訓練や避難訓練コンサート等を実施し、実践的なノウハウの蓄積に取り組みます。施設・設備についても定期的な点検や、予防保全等を行い、安全性の確保を図ります。

2. プランの評価

(1) 評価の考え方

事業の成果やゆめたろうプラザの運営の評価を行うことは、次の事業や運営に活かす機会になります。具体的には、事業の質を高める、内容を見直す、効率的な方法に改善する、新たな課題を発見する、担当者の意欲や技量が向上する、町民への説明責任を実現する等、様々な効果が見込まれます。評価にあたっては、以下の方針で取り組みます。

- 毎年実施する評価と中長期の評価に分けて実施します。

短期的に個別の施策（事業や運営等）を改善する「年度評価」と、中長期的な視点から施策の効果と今後の戦略を検討する「中長期評価」の2つの評価を実施します。

- 多様な角度から評価します。

必要性、効果の実績、効率性、公正性等多様な角度を持って評価をします。また、総合入場者数や費用等定量的なデータで把握できるものについては、収集・整理を図ります。

- 効率的・効果的に評価作業を行います。

評価のための基礎データの整理等、評価作業の負担が重くなりすぎないように工夫します。例えば、事業計画、予算・決算、実績報告書の作成等の業務で利用したデータや文書を活用します。

- 広く町民の意見を集め、評価結果は情報公開します。

評価をするにあたり、町民、利用者、専門家、職員等様々な意見を集めて判断します。その結果は、ホームページ等で町民に公開します。

(2) 評価体制・手法

評価は、毎年実施する「年度評価」と、5年に1回程度実施する「中長期評価」を行います。

年度評価は、個別の自主事業の内容について記録するとともに、その成果について、職員をはじめ関係者がふりかえり、必要に応じて個別の取組を改善していくことが、主な目的です。内部評価については、館長及び町職員、NPOそれぞれが自己評価を行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会点検評価委員会において施策の点検評価を行い、社会教育審議会において意見を求めます。また、外部評価として、運営委員会でその年度の内部評価について確認を行います。

中長期評価は、本プランに基づく取組が利用者や町民にどのように評価され、また、活動がどのように変化したかについての把握に取り組みます。本プランの体系に基づき

施策を総合的に評価し、今後の戦略や方向性を検討します。

なお、ゆめたろうプラザにおいて協働で行われている取組は、行政と連携先が一体的に行っているものが多く、町民団体・NPO・民間事業者等への委託事業等も、評価の対象とします。

	年度評価	中長期評価
実施時期	毎年	5年に1回程度
評価目的	事業や運営について、成果と課題を確認し、個別の取組の改善を図る。	事業体系や運営主体のあり方等、5年間の方向性・戦略を検討する。
外部評価機関	運営委員会	運営委員会
内部・関係者評価	教育委員会（点検評価と同時実施） 社会教育審議会 館長、担当部署、NPO	教育委員会 館長、担当部署、NPO
評価データの取得方法	実績報告書 鑑賞者アンケート	実績報告書 関係者アンケート (町民アンケート※)
主な評価データ	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興事業の参加者数 ・文化協会加入者数 ・会館利用率、利用人数 ・芸術や文化に触れている人の割合 ・参加事業の満足度、感想 ・各事業の収支 ・歳入・歳出等決算状況 	左記の評価データに加え <関係者アンケート> <ul style="list-style-type: none"> ・プランの達成状況の評価 ・充実させる必要がある取組 <町民アンケート※実施の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の鑑賞や活動の状況 ・町民のゆめたろうプラザの利用割合 ・充実させる必要がある取組

※注：町の施策評価や生涯学習分野の町民アンケートが行われる場合、その中に評価項目を入れて活用します。

3. プラン推進に向けた財源確保

(1) 予算の考え方

事業の実施や施設の運営には、継続的に予算を必要とします。ゆめたろうプラザは、その大部分を町の一般会計から充てることを想定していますが、様々な機関等からの補助金等の調達に努め、有効活用を図ります。予算の基本的な考え方は以下の通りです。

●柔軟で効果的な予算執行

本プランに基づき実施する各事業について、事業の実施後、参加者アンケートの確認や、運営委員会、企画会議等でその事業の成果と課題について議論を行い、次年度以降の予算判断や事業の選定に活用する等、効果的な予算計画と執行を図るように留意します。

また、著名な芸術家による演奏会や講演会等は、あらかじめ出演の依頼が必要となるため、債務負担行為を利用する等適切な対応に努めます。

委託や協賛する事業について、入場料収入等が主催者の収入となるようにする等、集客や販売の成果が適切に反映される仕組みの導入を進めます。

●運営経費の一部受益者負担

ゆめたろうプラザは、町民に開かれた運営をめざしていますが、人によってその利用頻度に格差があり、町の文化創造施策によって受けるメリットも様々です。また、町外からの利用者も見込まれます。このため、文化創造施策によってメリットを享受する人に対して、施設の利用料やイベントの入場料として、運営経費の一部を適正な限度で利用者に負担していただきます。

なお、公益的な活動には、設置条例に基づき利用料の減免が行われています。ただし、町全体で減免規程の見直し等が検討されており、その考え方をふまえていくとともに、公共施設間での整合性や利用回数を考慮する等、公正な方法について検討します。

●中長期的な視点を持った安定した予算の確保

町民に質の高い芸術を鑑賞する機会の提供は、継続的な取組を前提とするものです。また、町民の創造的な文化活動が地域社会の一部として根付いていくためには、それを担う人材の育成やまちづくり活動の展開等、長期的な視点が不可欠です。劇場法においても、「短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要があること」と条文に明示されており、中長期的な視点を持った安定した予算の確保に努めます。

●ファシリティマネジメントの手法を取り入れた改修・修繕費用の縮減

文化施設においては、取り扱いに細心の注意が必要で複雑な機材や、一定の重量物をつり下げることがあります。利用者の安全や快適性を確保し、また、公演等の途中で設備等の機能が低下したり、動かなくなったりしないように、定期的な点検を行うことは

もとより、ファシリティマネジメントの手法を取り入れ、計画的・効果的な維持管理に努めます。これにより、公共施設を長く利用できるようにし、改修・修繕費用等の財政負担をある程度平準化するとともに、改修・修繕費用の縮減等を図ります。

●補助事業等の活用

地域の文化振興にあたり、町財政だけでなく、ゆめたろうプラザに共感してもらえる公的機関や民間団体等、各種の補助事業等があります。公的機関では、文化庁・愛知県をはじめとする各種補助事業、芸術文化振興基金や財団法人地域創造等による事業費の助成等があげられます。民間の企業や財団等でも、文化事業へ助成を行う活動（企業メセナ★）、企業市民として地域社会の活動に支援をする活動（社会貢献活動）があります。これらの多様な補助事業や事業費の助成等の活用に努めます。

直接的な資金調達ではありませんが、文化庁、公立文化施設協議会等による巡回公演事業等の活用や、県内や全国のホールとの連携に取り組むことにより、質を保ちながら事業費の抑制を図ります。

資料編

1. 策定経過・体制

(1) 策定検討会議

	年月日	場所	内容
第1回	令和4年 10月15日(土)	ゆめたろうプラザ 情報考房	1 武豊町の文化環境について 2 プラン改定の方向性について 3 策定スケジュール
第2回	令和4年 12月15日(木)	ゆめたろうプラザ 情報考房	1 アンケート調査結果について 2 プラン案の検討
第3回	令和5年 2月24日(金)	ゆめたろうプラザ 情報考房	1 パブリックコメントの結果について 2 第3次武豊町文化創造プラン案について

(2) 文化創造プラン策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本町における文化創造施策について研究協議を行い、文化創造プラン案を検討するため、文化創造プラン策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げる通りとする。

(1)文化創造プランの改定案を検討すること。

(組織)

第3条 検討会議は、町内の文化関係者、有識者、職員等、委員10名以内で組織する。

(役員)

第4条 検討会議には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、文化創造プラン案作成までとし、令和5年3月末日とする。

(職務)

第6条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員は第2条に掲げる事項について検討する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、町民会館において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会議の合議で定める。

附則

この要綱は、平成24年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(3) 武豊町文化創造プラン策定検討会議委員名簿

(敬称略)

		氏名	所属	役職等	備考
有識者	1	竹本 義明	名古屋芸術大学 町民会館	名古屋芸術大学学長、 町民会館館長	
町民文化 関係者	2	小藤 省吾	町教育委員会	教育委員	
	3	榑原 邦夫	町文化協会	会長	
	4	中道ひかり	ゆめプラメイト	会長	副委員長
	5	高木 正博	武豊文化創造 協会	理事	委員長
	6	高橋 洋子	武豊文化創造 協会	事務局長	
職員等	7	靱山 英巳	武豊町職員	教育部長	
	8	中山 真人	町民劇団 TAKE TO YOU	代表	一般公募
	9	中村 弥生	舞台芸術企画 ゆめっぴ	副実行委員長	一般公募

任期：委嘱の日～令和5年3月31日まで

(4) パブリックコメント

日時	内容
令和5年1月5日(木)～ 令和5年2月3日(金)	プラン案について

2. 関連する法律

(1) 文化芸術基本法

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

改正 平成二十九年六月二十三日

<前文>

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国，独立行政法人，地方公共団体，文化芸術団体，民間事業者その他の関係者は，基本理念の実現を図るため，相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は，文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上，財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は，文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は，文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は，文化審議会の意見を聴いて，文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は，文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の施策に係る事項について，第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は，文化芸術推進基本計画が定められたときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は，文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し，及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては，その長）は，文化芸術推進基本計画を参酌して，その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は，文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため，これらの芸術の公演，展示等への支援，これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援，これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援，

芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）

<前文>

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、

民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

3. 利用団体・スタッフへのアンケート

(1) 利用団体等アンケート

第3次武豊町文化創造プランの策定にあたり、文化会館（ゆめたろうプラザ）の利用者に活動状況や今後のあり方等の意見を聞き取り、計画づくりに活用することを目的として実施した。

調査項目	(1) 属性 (2) 団体の活動状況 (3) ゆめたろうプラザや文化創造プランの取組について
調査対象	ゆめたろうプラザを利用する団体、町民
調査方法	郵送による配布、回収、ウェブサイトによる回答
調査期間	令和4年10月3日（金）10月31日（月）
配布数	187票
回収状況	回収票数 73票 回収率 39.0%

(2) スタッフアンケート

第3次武豊町文化創造プランの策定にあたり、文化会館（ゆめたろうプラザ）の運営に携わる方（運営委員、スタッフ、ゆめプラメイト、職員等）に施設の状況や今後のあり方等の意見を聞き取り、計画づくりに活用することを目的として実施した。

調査項目	(1) 所属 (2) ゆめたろうプラザのこれまでの取組について (3) ゆめたろうプラザのこれからの取組について
調査対象	ゆめたろうプラザの運営に関連する団体、職員等
調査方法	郵送による配布、回収、ウェブサイトによる回答
調査期間	令和4年9月25日（金）～10月31日（月）
配布数	431票
回収状況	回収票数 151票 回収率 35.0%

4. 用語集

・ICT

Information and Communication Technology の略。スマートフォン、タブレット等に代表されるコンピュータを使った情報処理や通信技術を利用した産業やサービスのこと。

・アウトリーチ

芸術文化にふれる機会の少ない人々のところへ芸術家等が出向いて公演や講座等を行うこと。

・アーカイブ

公共性や文化的な価値が高く、保存する価値のある資料を記録・保存すること。

・アートマネジメント

芸術家の創造性、鑑賞者を中心とする地域社会、それらを支える人々との連携を図ることにより、文化芸術の創り手と受け手をつなぐ役割を指すもの。「文化芸術経営」と言い換えることができる。

・生きる力

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力。

・インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。1日の見学型、数週間の研修体験型、長期間の労働実践型等、様々な方法がある。

・NPO

Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と呼ばれています。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず、組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含む。

・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 (2012) 年 6 月施行。劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図ることを目的に制定。資料編 2 に全文を掲載。

・コーディネイト

各団体や市民の文化振興に関する相談を受け、情報提供や調整等を図り、ものごとがうまくいくように整えること。

- ・指定管理者制度
公の施設の管理主体を民間事業者・NPO法人等に開放することにより、民間事業者等のノウハウを活用し、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度。
- ・シビックプライド（Civic Pride）
自分の居住するまちに対して、主体的にまちを良くしていこうとする自負心を持ち、誇りや愛着を持つこと。
- ・「知縁」
本プランでの造語。文化芸術によってもたらされる「気づき」や「発見」等がつくる人々の知的な絆、結びつき、つながりのこと。
- ・DX（Digital Transformation デジタル・トランスフォーメーション）
これまでの生活を、より便利で効率的なものに向上・改善するためにデータやAI（人工知能）等の新しいデジタル技術を活用し、快適な暮らしにつなげること。
- ・ファシリティマネジメント
施設とその環境を総合的に企画や管理、活用を行う経営活動のこと。
- ・パートナーシップ
各自の特性と自立性を保ちながら、お互いを尊重し目的を共有しながら連携すること。
- ・文化芸術基本法
平成 29（2017）年6月施行。文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、その振興に関する施策を総合的に推進することを目的に制定。資料編2に全文を掲載。
- ・メセナ
芸術文化支援を意味するフランス語。我が国では、企業等が社会貢献活動として行う芸術文化支援という意味で使用。
- ・メールマガジン
インターネットの電子メール機能を使って、情報を発信する方法。
- ・レジリエント
「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」等の意味。逆境にあっても、柔軟に受け止め、跳ね返す力をもつこと。
- ・ワークショップ
指導者が受講者に一方的に技術を伝えるのではなく、参加者の個人的工夫、相互の刺激と交流、集团的創意等を優先させた手法。市民参加や協働の手法の1つとして、芸術のみならず、都市計画、まちづくり等幅広い分野で活用されている。



第3次 武豊町文化創造プラン 令和5(2023)年3月

編集発行 武豊町教育委員会 生涯学習課
町民会館 (ゆめたろうプラザ)

〒470-2555 知多郡武豊町字大門田11

Tel 0569-74-1211 Fax 0569-74-1227

E-mail kaikan@town.taketoyo.lg.jp